

# 環境社会配慮助言委員会 第112回 全体会合

日時 2020年4月10日（金）14:00～17:33

場所 Skype会議

（独）国際協力機構

## 助言委員（敬称略）

石田 健一	元東京大学 大気海洋研究所 海洋生命科学部門 元助教
小椋 健司	阪神高速道路株式会社 技術部国際室 国際プロジェクト担当部長
織田 由紀子	JAWW（日本女性監視機構） 副代表
掛川 三千代	創価大学 経済学部 准教授
木口 由香	特定非営利活動法人 メコン・ウォッチ 事務局長
源氏田 尚子	公益財団法人 地球環境戦略研究機関（IGES） 東京サステイナビリティフォーラム フェロー
作本 直行	独立行政法人 日本貿易振興機構（JETRO）顧問
重田 康博	宇都宮大学 国際学部 教授 特定非営利活動法人 国際協力 NGO センター（JANIC） 政策アドバイザー
柴田 裕希	東邦大学 理学部 准教授
島 健治	株式会社三井住友銀行 国際審査部 国際環境室 室長
鈴木 孜	元アークコーポレーション株式会社 元技術部長
田辺 有輝	特定非営利活動法人 「環境・持続社会」研究センター（JACSES） 持続可能な開発と援助プログラム プログラムディレクター
谷本 寿男	元恵泉女学園大学 人間社会学部 元教授
寺原 譲治	城西国際大学 環境社会学部 教授
錦澤 滋雄	東京工業大学 環境・社会理工学院 融合理工学系 准教授
林 希一郎	名古屋大学 未来材料・システム研究所 教授
原嶋 洋平	拓殖大学 国際学部 教授
日比 保史	一般社団法人 コンサベーション・インターナショナル・ジャパン （CI ジャパン） 代表理事
村山 武彦	東京工業大学 環境・社会理工学院 融合理工学系 教授
山岡 暁	宇都宮大学 地域デザイン科学部 教授
山崎 周	株式会社三菱 UFJ 銀行 ソリューションプロダクツ部 サステナブルビジネス室 室長
米田 久美子	一般財団法人 自然環境研究センター 研究本部 研究主幹

## JICA

中曽根 慎良	審査部 次長
小島 岳晴	審査部 環境社会配慮監理課 課長
加藤 健	審査部 環境社会配慮審査課 課長
多田 尚平	民間連携事業部 海外投融資課 課長
大和田 慶	民間連携事業部 海外投融資課
田中 賢子	東南アジア・大洋州部 東南アジア第一課 課長
馬場 隆	東南アジア・大洋州部 東南アジア第四課 課長
竹内 卓朗	南アジア部 南アジア第一課 課長

高橋 暁人	南アジア部 南アジア第四課 課長
宮中 康江	審査部 環境社会配慮審査課兼監理課
奥村 彩佳	審査部 環境社会配慮審査課兼監理課

午後2時00分開会

○小島 まだ数名確認できない方がおられるようなんですけれども、始めさせていただきたいと思  
います。

改めて、本日司会を務める小島です。

新型コロナに関する緊急事態宣言が出ているとはいえ、遠隔の形で進める点について皆さんにご  
了承いただきましてありがとうございます。

これまでワーキンググループ自体は何度か遠隔会議で実施しましたが、今のところ、ご協力のも  
と、無事議論ができています。ただ、今回は今のところ、参加者47人の大きな会議を遠隔でやるの  
は当方も初めてでございます。いろいろ不便をかけることとなりますが、あらかじめご承知おきく  
ださい。

本日は、いつになく議題が多いところなんですけれども、改めて注意事項を何点かお知らせした  
いと思えます。

まずは、遠隔会議に当たって、ご発言されない間は必ずマイクをミュートしていただくようお願い  
いたします。発言される場合は、マイクがついていることを確認の上、ご発言ください。聞こえやす  
さは、声の大きさのみならず、マイクに向けて話されているかどうかポイントのようです。

次が、発言される際には冒頭名乗っていただき、司会の原嶋委員長の指名をお待ちください。名  
乗った際に、ほかの委員と声が重なった場合及びほかの委員の発言中に次の発言を希望される場合  
には、例えば、インスタントメッセージに発言希望の旨メッセージを入力いただくと、円滑かと思  
われます。

原嶋委員長におかれましては、誰が発言を希望しているか混乱した場合には、事務局にお尋ねく  
ださい。インスタントメッセージをフォローしています。

原嶋委員長から指名され次第、冒頭名乗っていただき、誰に向かったの発言が明確にして、でき  
るだけ結論から端的に短くしていただくと助かります。

なお、発言が終わったら、以上ですと言っていただくと、次、円滑に進行できると思えます。

なお、今回も逐語議事録を録音させていただきますので、お願いします。

質疑応答が難しくなると思えます。助言確定の議論は、今回の会合中に確定したいと思えますけ  
れども、案件概要説明や報告事項に関する質問など意思決定が求められていないものについては、  
メールベースでの質問、コメントをお受けしたいと思えますので、本日中にいただければと思いま  
す。

なお、技術的な問題が生じているけれども、会議全体の進行を邪魔したくないというような場合  
は、当方の大石か古賀にメールで連絡いただくと、対応できるかどうかわかりませんが、伝わる  
と思えますのでお願いします。

では、皆さんのご協力をお願いします。司会を原嶋委員長にお譲りします。お願いします。

○原嶋委員長 原嶋です。本日はよろしくお願ひ申し上げます。

改めまして、第112回の環境社会配慮助言委員会の全体会合を開催させていただきます。

お手元の議事次第に従って進めさせていただきます。

それでは、ワーキンググループのスケジュール確認からよろしくお願ひします。

○小島 事務局の小島です。予定の確認でございます。

資料の3ページ目を見ていただくと、いつもの日程表が載っていますので、まだ委員の確定の数が足りないところについて、出ていただける委員があれば、ご発言いただきたいと思います。

○原嶋委員長 原嶋です。まず、詳細についてはメールベースで調整をしていただきたいと思いますが、2点、一つは、5月1日のワーキンググループについて、現在、人員が若干足りないということ、もう一つは4月27日の包括的検討についてのワーキンググループの主査をあらかじめ決定しておきたいというふうに希望しております。

この点について、ご意見あるいは名乗り出ていただく方がございましたら、発言をお願いします。以上です。

○小椋委員 小椋ですけれども、よろしいですか。原嶋委員長。

○原嶋委員長 小椋委員、よろしくをお願いします。

○小椋委員 4月27日のガイドラインの住民移転、先住民族、主査してもいいです。

○原嶋委員長 原嶋です。

それでは、皆様いかがでございましょうか。特に、名乗り出ていただきましたので、お願いしたいと思いますが、いかがでございましょうか。

それでは、4月27日のワーキンググループの主査については、小椋委員にお願いするということに進めさせていただきたいと思います。事務局、よろしくをお願いします。

○小島 小島です。ありがとうございます。

引き続きまして、5月1日金曜日のワーキンググループに参加いただける委員の方おられましたらお願いします。

○田辺委員 田辺です。よろしいでしょうか。

○小島 はい、お願いします。小島です。

○田辺委員 参加可能です、5月1日。

○原嶋委員長 原嶋です。

それでは、5月1日、田辺委員にご参加いただくということでもよろしいでしょうか。事務局よろしいでしょうか。

○小島 はい。では、マイクを原嶋委員長に譲ります。お願いします。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

それでは、次の議題に進めます。

案件概要説明ということで、まず1件ございます。シエラレオネ国のパイナップル生産・加工事業の環境レビューでございます。これにつきましてご報告いただきますけれども、先ほどありましたとおり、本件は最終的に文書を確定する事案ではございませんので、詳細については、後ほどメールなどでお送りいただければと思います。本日はご報告の後、大きな点についてご質問等ございましたら、頂戴したいと思います。

それでは、準備が整いましたら、担当のほうからご報告をお願いします。

○大和田 少々お待ちください。民間連携事業部の大和田と申します。民間連携事業部の課長の多田と一緒におります。ちょっと今、映しますので、少々お待ちください。

○多田 民間連携事業部の多田です。概要説明させていただきます。

シエラレオネ、アフリカの共和国のパイナップル生産・加工事業について、海外投融資の融資を

検討しております。

次のページですが、背景としては、本事業はシエラレオネのボー県において、パイナップルの生産と加工を支援することで、貴重な外貨の収入源になるということで、経済基盤の整備に寄与することを目的としております。世銀グループのIFCとの協調融資でございます。

事業の実施者は、4.ですけれども、Sierra Tropical Limited (STL) と言いますが、こちらは、このパイナップル事業を行うために、特別にDole、ジュースのDoleですけれども、DoleのAsia Holdingsが設立した、設置した現地の会社がございます。

Doleは、Dole Asiaの上にはDole本体がありまして、このDole本体は日本の伊藤忠の100%子会社ということで、Dole Asiaは孫会社ということになります。

続きまして、事業概要ですが、事業スコープとしては、パイナップルの農場の整備及び加工工場を建設する、そして、工場周辺の施設、排水処理施設等ですね、こちらを建設するというものになっております。

事業対象地ですが、シエラレオネ共和国は、このアフリカの左端のほうですね、西アフリカに所在しておりますが、こちらの内陸部に位置するところでの事業を予定しております。

こちら、何枚か写真をつけておりますが、現在、既に土地の湿地部を取得済みで、苗床、試験農場になるところも、今、活動は徐々に進めております。

環境社会配慮事項に移らせていただきますが、環境カテゴリ分類Aということで、シエラレオネの環境の保護等の基準に基づいて、事業全体のEIA、そして加工工場については、工場ということで、また別のEIA、二つのEIAが求められておりますが、いずれも策定済みでございまして、承認も得ております。

協調融資行のIFCは環境審査を実施してございまして、現在、内部の検討書類を準備中でございます。

環境レビュー方針につきましては、環境許認可、今申し上げたとおり、EIAは承認済みでございます。また、加工工場についても、同様に承認済みであります。

汚染対策につきましては、工事中につきましては、大気質、水質、廃棄物、騒音・振動等の影響が想定されており、また、供用時につきましては、散水やトラックのスピード制限、散水やトラック、あるいは排水処理については影響が見込まれますが、こちらについては、緩和策をそれぞれ講じる予定となっておりますが、確認事項としては、緩和策の効果について確認して参ります。

自然環境面につきましては、事業対象地域は国立公園等の影響を受けやすい地域、またはその周辺には該当しないとなっております。

事業サイトは、民間の地権者が主に保有している利用されていない休閑地ということで、原生林は存在しないということとされています。

希少な動植物が存在する可能性は指摘されておりますが、Chimpanzee、Red Colobus Monkey、こちらについてが指摘されております。また、開墾、それらに対しては、開墾や工事建設に伴う伐採等で影響を与える可能性があるところ、事業を実施しないバッファゾーンの設定ですとか、植林による植生回復によって影響緩和を図るとなっております。

確認事項としては、こういった緩和策の詳細について十分かどうかというのを確認して参りますし、重要な自然生息地に該当するののかという確認も、生態系のモニタリングを行うということも確

認して参りたいと思っております。

社会環境面につきましては、本事業、STLが約300の民間の地権者から地権者が保有する土地の一部、全てというよりは、彼らが貸している、地権者が貸していると思える一部を双方の合意によって、リースとして借り受ける想定であります。

ちょっと地図なんですけれども、こちら、右下の地図のほうで、薄い青い部分というのが、彼らが今、STLを予定している取得地でございますが、ご覧のとおり、飛び飛びというか、特に1か所に全部を集中させる必要もないものですから、むしろ、買手と売手が合意できる土地ということを選んで、今、このように計画されているということになっております。

社会環境面の続きですが、本事業の実施による物理的な住民移転というのは想定されておりません。

パイナップルにつきましては、STLは当然、自社で栽培するのみならず、現時点では、現在、同地でパイナップルというのは生産している人たちがいないんですけれども、もし今回のDoleのこの事業をきっかけによって、周辺の農家さんがパイナップルをつくるということであれば、それも買い取っての指導等もしていくということを計画しております。

要確認事項としましては、リース先の締結の契約内容について詳細を確認して参りたいと思っておりますし、社会的弱者のような住民がいるかどうかというところはきちんと把握して、存在が認められる場合には、緩和策の適切性を確認して参りたいと。

また、事業地の神聖な、現地の風俗上神聖な森の存在というのを指摘されていますので、こちらについての重複がないということを確認して参りたいと。

その他、モニタリング事項として、こういった整備中、供用後のモニタリングも実施ということを確認して参ります。

事業スケジュールとしては、今回、全体会合をやらせていただいたら、5月に助言委員会ワーキンググループというのをお願いしたく、いろいろありますけれども、先方の意向が続く限りにおいては、L/A調印というのを7月を目指して進めるということで、今、IFCと協議してございます。

民連部のほうからは以上でございます。

○原嶋委員長 原嶋です。ありがとうございました。

それでは、今のご報告に対して、ご質問等ございましたらお願いします。

先ほど申し上げたとおり、詳細につきましてはワーキンググループで必要な情報についての依頼などを含めてメールでお願いしたいと思いますけれども、大きな点ありましたらお願いします。

○源氏田委員 源氏田です。

○原嶋委員長 それでは、源氏田委員、お願いします。

○源氏田委員 ちょっと細かいところかもしれないのですが、自然環境について1点、JICAに質問させてください。

希少な動植物が存在するかもしれないということで、ChimpanzeeとかRed Colobus Monkeyなどが存在するかもしれないということが書いてあるんですけれども、これはかなりたくさん生息しているのか、それとも、時々まれに見られるぐらいなのか、もしその情報があつたら教えていただけますか。

以上です。

○原嶋委員長 原嶋です。事務局、JICA担当の方、お願いします。

○大和田 民間連携事業部海外投融資課の大和田と申します。ご回答させていただきます。

現在、ESIA等でいただいている情報によりますと、頻繁に観測されているということではなくて、あくまでも、現地住民がもしかしたらいるかもしれないという程度のかなり確率としては低いほうだというふうに認識しております。

以上です。

○源氏田委員 ありがとうございます。

○原嶋委員長 原嶋です。ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。お名前をお願いします。

○米田副委員長 米田です。お願いします。

○原嶋委員長 原嶋です。米田委員、お願いします。

○米田副委員長 1点だけ確認させてください。

EIAが二つ承認済みということですが、このEIAはワーキンググループに配付されるのでしょうかということと、そのEIAは英語で書かれていますでしょうか。もしかすると、フランス語かなとも思ったんですが、そこを確認させてください。

以上です。

○原嶋委員長 大和田さん、お願いします。

○大和田 民間連携事業部の大和田です。ご質問ありがとうございます。

EIAは配付される予定であると認識しております。少なくともJICAのホームページには公開しております。あと、EIAは英語で書かれております。シエラレオネは、文書は英語が多いです。

以上です。

○原嶋委員長 原嶋です。

この件につきましては、5月1日にワーキンググループ開催が決まっておりますので、ご参加の委員含めて、ご質問等がございましたらお願いします。

○作本委員 すみません、作本で、途中からで申しわけありません。よろしいでしょうか、質問しても。

○原嶋委員長 それでは、作本委員。

○作本委員 申しわけありません、ちょっと冒頭聞けなかったのですが、既に説明されているかわからないんですが、3点ほど短い質問です。

まず、今回のパイナップルの輸出先あるいはマーケットの見込みはついているのかどうかということが一つ目。

次に、パイナップルの農場をつくるために大量の水が要るかと思うんですね。水は地下水なのか、水の確保というのが十分できているのかどうかというのが二つ目。

あと3つ目が、農薬あるいは殺虫剤を大量に使う予定があるのかどうか、その3点を簡単な答えで結構ですので、教えてください。

○原嶋委員長 原嶋です。

大和田さん、3点についてご回答をお願いします。

○大和田 民間連携事業部の大和田でございます。ありがとうございます。



まず、見込みの輸出先であります。まず、輸出先としてはDoleないし借り入れ人候補としては、ヨーロッパマーケットを1番のターゲットにしているところがございます。

2点目でございますけれども、水については、地下水も一部必要となりますが、パイナップルは比較的干ばつに強い作物というふうにお伺いしております。天水農業がメインになっていきます。一部灌漑も、苗床のところの一部灌漑が導入される見込みです。

3点目ですけれども、農薬については、特別、特殊な農薬が使われるとかは予定しておりません。国際基準に照らして、またIFCの基準に照らして、十分利用可能なもののみ使われるというふう聞いております。

以上です。

○作本委員 作本です。どうもありがとうございました。

○原嶋委員長 ほかにございませんでしょうか。

○村山委員 村山ですが、よろしいでしょうか。

○原嶋委員長 村山委員、お願いします。

○村山委員 一つは、農場の規模が4,000ha以上とかなり大きいと思うんですが、全てこれが未利用地であったということなのか確認をさせてください。

もう一つは、この事業、基本的には民間の事業になると理解をしたのですが、JICAがこれを支援する理由について確認をさせていただければと思います。

以上です。

○原嶋委員長 原嶋です。2点質問がございました。

特に、私、後者についても大変関心があって、この事業の公共性というのはどういうところにあるのかを含めて、大和田さん、ご回答をお願いします。

○大和田 民間連携事業部の大和田でございます。

今回の事業対象地は全て休閑地というふうに認識しております。ここが1点目です。

2点目でございますけれども、今回の公共的な意義ですけれども、詳細は時間に限りもあるので、細かいところはたくさんあるんですけれども、1番のポイントは、このまさにボ一県というところが、雇用とかがそれほどない中で、周辺地域の農民とか住民たちに雇用を生んだり、また、もう少し広いところでいきますと、シエラレオネの輸出産業というところを育てていって、経済的な支援を実施するというところの二つが大きな開発効果というふうになっております。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございました。

村山委員、いかがでございましょうか。

○村山委員 はい、結構です。

○原嶋委員長 原嶋です。ほかにございますでしょうか。

特になければ、本件、ここで一旦締めくくりとさせていただいて、詳細につきましては今ご質問のあったことも含めてワーキンググループで詰めていただくということをお願いしたいと思います。いかがでございましょうか。

○鈴木委員 はい、結構です。

○原嶋委員長 原嶋です。

それでは、本件、ここで報告を終了させていただきたいと思います。ありがとうございました。

○大和田 民間連携事業部の大和田です。ありがとうございました。

こちらで発表を停止させていただいて、民間連携事業部、多田と大和田は退室させていただきます。ありがとうございました。失礼します。

○原嶋委員長 原嶋です。

詳細について、また、何か個別のご質問がありましたら、メールで事務局のほうにお送りくださいますように委員の皆様にはお願いします。

続きまして、議題を移します。

ワーキンググループの会合報告と助言文書の確定ということで、本日は3件ございます。事業について3件ございます。

まず、1件目がインドネシア国のフルライス地熱発電事業ということで、本件につきましては、村山委員に主査をお願いしておりますので、村山委員からご報告をお願いしたいと思います。お願いします。

○村山委員 資料は事務局のほうで映していただけますでしょうか。説明を始めてよろしいでしょうか。

○原嶋委員長 原嶋です。事務局のほう、いかがですか。確認しますけど、資料は間に合いますでしょうか。

それでは、村山委員、お願いします。

○村山委員 それでは、報告をさせていただきます。

この事業、概要説明は昨年8月に行われていまして、インドネシアのスマトラの南部のほうに予定されている地熱の発電事業です。

具体的には、55メガワットの発電所2基、それから50キロメートル弱の送電線、加えて、不可分一体事業として蒸気井が幾つか予定をされています。

ワーキングは、資料のとおり、今年の3月6日の金曜日に行われました。委員は久保田委員、作本委員、山岡委員に私の4名ということになります。

事前にいただいたコメント、質問が74ありましたが、全体で資料のとおり9件にまとまっています。

上から簡単に紹介をさせていただきます。

一つは、代替案の検討ですが、この事業、スマトラで予定されているということで、以前、地震が近くであったわけですがけれども、活断層、一応検討はされていますが、より詳細な検討を行うべきと、特に、耐震設計ということについてのコメントが一つ、作本委員から出てきています。

それから、送電線については、非常に近いところで保全林、保安林が存在すると、決して重なっているわけではありませんが、こういったものに非常に近接しているということで、こういった地域への影響について配慮すべきという点が二つ目です。

3点目、4点目がスコーピング・マトリックスですが、自然環境への影響評価、一応行われてはいますが、報告書を見る限りですと、あまり具体的な検討が行われていないと、この点について根拠を示してほしいというのが3点目です。

送電線の工事用の道路について、特に報告書では記載がなかったと記憶していますが、この点に

についての必要性や詳細な場所等、これについて確認をするというのが4点目です。

次の二つが環境配慮ですが、この事業の実施による廃棄物、特に有害廃棄物の処分について、最終処分場が予定されているということなのですが、これは有害廃棄物処分可能なかどうかを確認してほしいと。不可能な場合は、その処理の方法について併せて確認をするというのが5点目。

さらに、この事業、特に送電線の敷設に伴って、大規模な伐採が予定をされています。これについては、特に再植林ということは予定されていないと記憶しています。この点について、実施ができるかどうかということについて、ぜひ確認をしてほしいというのが6点目です。

最後のカテゴリ、社会配慮ですが、一つは電磁波の関係で、送電線が通るということで、電磁波のことについては評価が一応されてはいます。ただし、工事中から供用段階に至った段階で、この送電線の近くに住む人が出てくる可能性があって、報告書の中では、田畑で作業する場合は、一時的な作業にとどまるというようなことから、あまり影響はないという話も出てきていますが、その点についてもう少し踏み込んだ検討が必要ではないかと。さらに、新たな情報がこの送電線の影響について出てきた場合は、説明する機会を設けてほしいというのが7点目です。

8点目は社会影響の部分ですが、一応、この報告書の中では、社会経済調査が行われてはいますが、対象地域の人口に比べると非常にサンプル数が少ないということが確認できています。本当にこれで大丈夫かという話をワーキングの中ではしたんですが、この点について、ぜひ相手国、実施機関に確認をしてほしいというのが8点目です。

最後、9点目は、土地の所有者以外であっても補償の対象になるということが示されているんですが、20年以上の占有状態というのをどういうふうに確認をするのか、この点についての方法について、相手、実施機関に確認をしてほしいというのが最後の助言となっています。

それから、次のページに行っていただいて、論点ですが、今回1点ありました。

ほかの事業と同様、モニタリングが計画されているんですが、ほかの案件でも議論になっているように、どういった値と比較をして、評価をするのかと、この点について、ぜひ事前に検討しておいてほしいということですね。

さらに、ベースラインという言葉も度々出てくるんですが、この定義についても明確にすべきではないかというご意見がありました。これについてはJICAのほうから二つに分けて書かれているんですが、事業実施前の計測結果が環境基準に収まっている場合には、その基準と比較をすると。基準を超えて、既に実施前から値が出てきている場合には、実施前の計測結果と比較をするというような形で考えているという話がありました。

さらに、ベースラインについては、事業実施前の計測結果ということで定義したいという話ももう一つあったということです。

以上、助言案と論点ということになります。

以上です。

○原嶋委員長 原嶋です。ありがとうございました。

それでは、まずワーキンググループにご参加いただいた作本委員、山岡委員、補足意見ごさいませうでしょうか。

○作本委員 じゃ、まず作本から。

○原嶋委員長 お願いします。

○作本委員 特に今、村山主査から丁寧なご説明がありましたので、追加するようなことはありません。ただ、このスマトラの南のほうのこの場所、やはりスマトラ島で、もちろんアチェの地震もありましたけれども、パダン沖のほうの大地震があった、そこに近い場所なんです。ということで、あちらこちらに活断層が走っている地域であると、そういうふうなところでこういう事業を行うということについて、やはり注意深く活断層調査を行って見たらというようなことが冒頭の1番目です。

以上です。ありがとうございます。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

山岡委員、ございますでしょうか。

○山岡委員 山岡です。

4点目についてです、助言の。

送電線については、これ、先ほど主査からご説明ありましたように、約50kmと非常に長い送電線の計画です。鉄塔も131基あるというような計画になっています。しかも、このルートが、結構保全林と保安林の間を、かなり狭い間を通るといような計画にもなっています。

一方で、工事用道路については、多分、EIAの中でも記載がないように思われます。鉄塔を建設するためには、通常、工事用の道路が要るんですが、私が尋ねましたところ、そのような資材は、いわゆる人力あるいは牛が運ぶといようなことをコンサルタントがご説明されました。ちょっとそれが本当かどうか定かでないんですが、仮に道路が必要であると、保安林、保全林の中を道路をつくらないといけないということになるので、この影響についてはやはり確認すること及び対策も必要になるというふうに考えております。

ということで、この点についてはJICAのほうから、できれば早い段階で確認していただければありがたいというふうに思います。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

ほか、全体を含めまして、ほかの委員の皆様からご発言ございましたら、お願いします。

○小椋委員 小椋ですけれども、1点教えていただいてよろしいでしょうか。

○原嶋委員長 小椋委員、お願いします。

○小椋委員 事前に配付されています案件概要説明、パワーポイントの資料の中で、12ページになるんですが、本事業の環境社会配慮事項の中で、送電線下は用地取得の必要はないが、建設できる構造物や木の高さが制限がかかるため、補償が支払われると、こういう記載があるんですが、どういった補償になるのか、もし内容をご存じでしたら教えてください。JICA側の事務局の方のほうがいいんですかね。

○原嶋委員長 原嶋です。JICA事業ご担当の方からご説明いただければ、お願いします。

○田中 JICAの東南アジア一課の田中です。少々お待ちくださいませ。

お待たせいたしました。先ほどのご質問の件ですけれども、金銭での補償になります。

○原嶋委員長 小椋委員、いかがでしょうか。

○小椋委員 わかりました。金銭での支払いなんですね。いわゆる固定なんですかね。何ルピーとかみたいな、固定で多分お百姓さんとかにお支払いになるんですかね。

○原嶋委員長 田中さん、お願いします。

○田中 JICAの田中です。

一定のルールがございまして、それに従って支払われるということになります。

○原嶋委員長 小椋委員、いかがでございましょうか。

○小椋委員 わかりました。いわゆる迷惑料みたいな形なんですかね、考え方としては。

○田中 そうですね。送電線が上につくられることで、まさに今ご指摘ありましたとおり、高さ制限なども出てきますので、それぞれの土地所有の方々がどれぐらいの資産を持っているかに応じて支払われるということになります。

○小椋委員 わかりました。送電線下では、先ほどもちょっと電磁波のお話があったんですけども、一応ライト・オブ・ウェイの中は入れるんですね。

○田中 はい。ライト・オブ・ウェイの中に入ることは可能です。

○小椋委員 わかりました、結構です。ありがとうございます。

○原嶋委員長 小椋委員、ありがとうございました。

原嶋ですけれども、一つだけ質問させてください。

助言の6番で、20年以上の占有状態があった場合に補償の対象になるとありますけれども、逆に20年未満の場合に補償の対象にならないということがJICAのガイドラインで、非正規住民を保護するという観点から問題はないのでしょうか。審査部からお願いします。

○加藤 審査部の加藤です。

ガイドライン上は特段のそういった定めを設けてはおりませんので、通常であれば所有権が証明ができれば、所有権を持つ人に対する補償がなされるという形になります。今回のその20年というお話のところは、証明をするところについての議論だったと理解をしておりますけれども。

以上です。

○原嶋委員長 原嶋ですが、確認ですけど、20年未満の場合には補償されないということですか。

○加藤 要は、20年未満でも所有権を明確に説明ができる、リーガルに説明できるものがあれば、補償ができるわけなんですけれども、そういう証明ができない方でも、20年以上の占有状態があったことを示せば、それを証明ができれば補償対象となり得るという、証明書がない中で、どう占有を証明するかという議論だと理解しております。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

ほか、全体の委員の皆様方、ご意見ございますでしょうか。

○小椋委員 小椋ですけれども、その点に関して一つ教えていただいてもよろしいでしょうか。

○原嶋委員長 小椋委員、お願いします。

○小椋委員 20年というふうに切っているんですけれども、それはインドネシアの土地法か何か根拠法があるのでしょうか。

○原嶋委員長 JICA審査部あるいは事業担当の方からお願いします。

○田中 東南アジア一課です。今、確認しますのでお待ちください。

この根拠については今ちょっと確認中でございますけれども、実際に補償の対象となる方々、用地を取得している方々が誰かというのは今わかっているんですけれども、実際に20年以上占有している、法的には所有権はないんですけれども、20年以上占有しているというような方が実際にいる

ということは確認されていませんので、念のために、もしもそういう方がいた場合にはということ  
で書いているものであって、実際にはこういう状況にある方というのはいないという理解です。

○作本委員 すみません、作本ですが、ちょっと追加させてください。

○原嶋委員長 原嶋です。

それでは、作本委員、お願いします。

○作本委員 ありがとうございます。今いろいろご質問をしていただきまして、ありがとうございます。  
ます。

インドネシアの場合は、土地登記制度が、特に地方のほうではまだ十分確立していないというか、  
登記しない方が多いんですね。伝統的に農業従事者が多いということで、米穀通帳、お米です。こ  
ういうような通帳を持っていることで、実際、村長さんが何年間土地を使っていたかという占有状  
態の把握を行っているという慣習は聞いたことがあります。

あと、法律で確か2012年だったと思いますけれども、インドネシアで、国レベルで公益の土地収  
用法というのが出てきて、特に公有地を公益目的のために収用するための手続をきちんと定め  
て、裁判にも最後は訴えられるという、そういう仕組みはよくできていると、出来上がっていると  
思います。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございました。小椋委員、いかがですか。

○小椋委員 わかりました。ちょっと20年というのが、日本だと、例えば10年で時効取得とかあつ  
たり、あるいはカンボジアでは5年占有していたら所有権を認めましょうとか、様々な国でいろ  
ろ制度があるので、20年で切った根拠は、後でもいいので、ちょっと調べておかれたほうがよろ  
しいかと思います。

以上です。

○田中 東南アジア一課の田中ですがけれども、失礼いたしました。

先ほどの20年の根拠なんですけれども、こちらはインドネシア政府で地籍に関する法律上の規定  
というのがございまして、先ほど作本委員がおっしゃったルールとはまた別のものなんです  
が、こういった地籍に関する法律で20年というのが定まっております。

○小椋委員 わかりました。了解いたしました。ありがとうございます。

○原嶋委員長 原嶋です。ありがとうございました。

ほかにご意見、論点も含めてご意見ございますでしょうか。

○木口委員 木口です。よろしいでしょうか。

○原嶋委員長 木口委員、お願いします。

○木口委員 環境レビューの3ページ目にある、6)の部分なんです、EMPとEMoP、モニタリ  
ングフォームというところで、2パラグラフ目ぐらいに、生計回復が必要な場合について記載があ  
るんですけれども、こちら、社会モニタリングレポートを生計が回復するまで提出する旨、合意済  
みということなんです、実際に対象になる方はもしかしたらいらっしやらないのかもしれない  
んですけれども、これが5年とか10年とか長いタームになったときに、JICA側の体制として、  
これをフォローアップが具体的にできるのかどうかというのをご担当の方にお伺いできれば  
と思うんですが。

以上です。

○原嶋委員長 原嶋です。

田中さん、ご回答の準備ができましたら、お願いします。

○田中 東南アジア課の田中です。今の質問なんですけれども、モニタリングレポート、5年、10年かかったらどうなるかというお話がございましたけれども、少なくとも、この案件の実施する期間がございましたので、その間についてはフォローさせていただくといった合意がされております。

もし審査部のほうから何かフォローする期間について補足があればお願いいたします。

○加藤 審査部加藤です。

通常の我々のフォローの枠組みとしては、事業完成して、供用後、事後評価が行われるまでが通常の重点のフォロー期間かと思えます。そこで何らか今のおっしゃられた社会環境問題でのリスクの顕在化含め、問題がある場合には、その後もモニタリングを一定期間行うという枠組みとなっております。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。木口委員、いかがですか。

○木口委員 ありがとうございます。了解です。

○原嶋委員長 原嶋です。

ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。

○村山委員 村山です。よろしいでしょうか。

○原嶋委員長 村山委員、お願いします。

○村山委員 今、環境レビュー方針のほうに話に移ったんですが、一応一通りご説明いただいたほうがいい気がするのですが、いかがでしょうか。

○原嶋委員長 加藤さん、いかがですか。

○加藤 前回の全体会合にて1度、環境レビュー方針を含めて、概要説明をさせていただいた後でワーキンググループをやらせていただいて、今回、助言の確定と理解をしております、ここでレビュー方針を全部洗っていると、結構時間をとってしまいますので、皆様に配付されているものをご覧いただければと思っておりますが、いかがでしょうか。

○原嶋委員長 いかがですか。

○村山委員 わかりました。全体をご説明いただく必要はないんですけど、追加になったところが多分あると思うので、そこだけでもいいのではないのでしょうか。

○原嶋委員長 加藤さん、可能でしょうか。

○加藤 では、追加になったところを中心にご説明をさせていただきます。

それでは、環境レビュー方針、配付されているものについてご説明をさせていただきますと、具体的に追加になりましたところは、まさに助言のところでございます。

まず一つ目が、ページで5ページの廃棄物のところで助言の5ということで、最終処分場での有害廃棄処分可能な処分場の確認のところに加わっております。

そして、さらに次の6ページに参りまして、(3)自然環境の保護区のところ送電線の言及をしております。送電線の設置工事において、保全林と保安林につきまして配慮して実施するよう実施機関に申し入れるというところが加わっております。

さらに、その次の生態系のところで加わっております。右側の最後のポツ二つですけれども、発

電所、変電所、送電線の設置による自然生態系への影響評価について、その根拠の確認及び大規模な伐採が予定されているということで、再植林などの補償措置の可能性有無を確認をするという点でございます。

以上が、新たに加わった助言の確認ポイントということになります。それ以外にもしありましたら、田中課長、お願いします。

○原嶋委員長 田中さん、ございますでしょうか。

○田中 東南アジア一課の田中ですけれども、今、加藤課長からご説明いただいたとおり、助言いただいたところということになります。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

それでは、最後になりますけれども、全体にわたりまして、ご意見がございましたら頂戴したいと思えます。助言文についてはおおむねご了解いただいていると思えますので、この形で確定させていただきたいと思えますけれども、いかがでございましょうか。もしコメントがございましたらお願いします。

○石田委員 すみません、石田ですけど、聞こえていますでしょうか。

○原嶋委員長 石田委員、お願いします。

○石田委員 助言案の中で、すみません、私ちょっと、次の発表なものですから、Skypeの調整をいろいろ慎重にやっていたら、かなり聞いていなかったところがあったので、もし出ていたらごめんなさい。

二つありまして、社会配慮の8番ですね、社会経済調査の方法の妥当性について確認した上で、調査結果の不確実性を考慮した対応を実施機関に申し入れることと、これはすごく重大に思えるんですね。ここまで助言で言うということは社会経済調査がかなり期待されたものに達していなかったというようなことなんでしょうか。かつ、今からでも間に合うということなんでしょうか。そこが心配です。

○原嶋委員長 村山委員、お願いできますか。

○村山委員 村山です。

8番については先ほども申し上げたんですが。

○石田委員 すみません、聞こえなかったんです。ごめんなさい。

○村山委員 この案件で行われている社会経済調査のサンプルが対象とされている地域の人口に対して極めて限定的であったということから、このような助言になっています。

これはワーキングの中でも共有された課題だったので、これから新しい調査を追加して行うというのは現実的ではないんですけれども、この調査だけで全てが把握できたというわけにはならないと思うので、不確実性を考慮して対応してほしいというような表現になっているということです。

○原嶋委員長 ありがとうございます。石田委員、いかがですか。

○石田委員 石田です。ありがとうございます。

では、もう一つは助言のほうじゃなくて、今読んでいただいた環境レビューのほうなんですけれども、質問してよろしいでしょうか。

○原嶋委員長 はい、お願いします。

○石田委員 環境レビューのほうの7ページの動物相のところですね、生態系の。動物相で、これ



環境レビューの段階ですよね、今。環境レビューですよね。環境レビューの段階にもかかわらず、CRやENとかVUが結構出ているというのは、これはどう考えればいいんですか。それまでの調査でなかなか見つかってこなかったから、今もこれだけ、環境レビューの段階にきてまで出てきちゃったということなんでしょうか。

○原嶋委員長 原嶋です。田中さんをお願いしてよろしいでしょうか。

○加藤 審査部よりお答えします。

○原嶋委員長 はい、お願いします。

○加藤 本件は協力準備調査が行われるものではなくて、環境レビュー1回で、この場でご説明をして、環境レビュー方針をお諮りしているという形になるので、この段階で皆様にご説明申し上げて、環境レビュー方針を審査、助言をいただいたということになります。お答えになっておりますでしょうか。

○原嶋委員長 石田委員、いかがですか。

○石田委員 石田です。その手続は理解いたしました。

今からそういう環境レビューで助言を、環境レビューした申し入れを相手方にしてやっていただける調査と、それから対策をとっていただけることは十分可能であるというふうに理解できるんでしょうか。それだけの時間的余裕とか調査のマンパワーとか資源とかがあるんでしょうか。

○原嶋委員長 加藤さん、お願いしていいですか。

○加藤 私どもとしては、いずれにしましても、環境社会配慮のレビューを十分な形で終えることが求められていますので、今回、新たに追加的に確認すべき事項は確認をしていくということになります。

○作本委員 すみません、作本ですが、よろしいでしょうか。

○原嶋委員長 原嶋です。その前にまず石田委員、よろしいでしょうか。

○石田委員 はい、それは相手方の予算やリソースでやるということであれば、JICAとしても、これが確認、ここで懸念事項として挙げられたことが確実にできているかということを確認していただければ、それでいいと思いますし、ぜひそのようにお願いいたします。

○原嶋委員長 原嶋です。作本委員、お願いします。

○作本委員 今の関連でありますけれども、このスマトラのこの地域は、ラウサー国立公園といって、いわゆる山脈沿いに貴重種がたくさんいる地域なんですね。ただ、この地熱発電の場所がそれに直ちに当たるとは考えられませんが、念には念を入れて、貴重なスマトラトラとかセンザンコウという、今いろいろ、あちらこちらで問題になっている、食用に使われて、こういうようないろんな動物類もいるということで、念には念を入れてということで、私も強調してお願いしたような気がします。

ただ、ここは、アンダラス大学とかスマトラのほうの大学の中には、生態系だとか国立公園の調査を行う先生方がいっぱいいますので、アドバイスは十分得られると思います。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

ほかはいかがでございましょうか。

一応助言文についてはおおむねご理解いただいているので、これで確定させていただきたいとい

うふうに思います。よろしいでしょうか。

○加藤 1点、事務局の審査部・加藤よりよろしいでしょうか。

○原嶋委員長 加藤さん、お願いします。

○加藤 先ほどの環境レビュー方針のご説明のところ、助言の幾つかが抜けてしまいましたけれども、代替案の1点目や、あと社会環境配慮の3項目が抜けてしまいましたが、それも全て環境レビュー方針に盛り込まれていますので、よろしく願いいたします。

○原嶋委員長 了解しました。

それでは、本件につきまして助言文を確定していただきたいということと、あと、幾つか宿題を頂戴しておりますので、審査部、事業担当のほうでは、それを履行していただくということをお願いしたいと思います。

いかがでございましょうか。特になければ、本件、ここで締めくくりとさせていただきたいと思えます。

それでは、一応本件につきましては、ここで締めくくりとさせていただきます。ありがとうございました。

○田中 ありがとうございました。

○原嶋委員長 それでは、ミャンマーのガスコンバインドサイクル火力発電所事業の案件でございます。この件につきましては石田委員に主査をお願いしておりますので、石田委員よりご説明お願い申し上げます。

○石田委員 石田です。了解いたしました。

3月19日に行われまして、事前質問コメントが合計78件ございました。

ワーキングに参加した委員は、小椋委員、原嶋委員、米田委員、そして私の4名です。

では、助言のほうに参ります。助言は合計5つです。

この案件は、既存のガスパイプラインを使ってガスタービン発電を行うと。そして、冷却装置のために長い水パイプラインを引くんですね。そのことが助言委員会、ワーキングの中ではかなり話題になりましたので、助言のほうにもパイプラインの話が出て参りますし、論点のほうにも出てきます。

まず、助言の全体事項として、1番ですけど、水パイプラインの一部がancient city area in heritage zoneというところを通過していきます。この地域の状況や規制の有無についてFRに記述をしてくださいということと同時に、環境社会配慮ガイドラインの適合性についてもFRで説明をしてくださいというのが1番です。

2番と3番が環境配慮です。

2番は、乾季と雨季の調査ということが、鳥類を中心に一応予定されています。ここは鳥類のIBA、KBAの場所が非常に大きく変わるものですから、それに対する影響が調査報告の中でも既に指摘されていますので、調査側としては、雨季、乾季に2回実施されると、それぞれ1回ずつ実施されるということで予定されているんですけども、子細に見ると、雨量のグラフ等から見ると、どうも乾季と雨季の移り変わりの移行期に一つの調査が実施されているようなので、2番のような助言となりました。乾季のベースライン調査が移行期に実施されていることから、大気、水質、動植物調査等、関連分析結果への調査時期の影響の有無を確認してくださいと。その結果をFRに記述してく

ださいと。さらに必要があれば、詳細設計段階において、乾季におけるベースライン調査を追加的に行うことをFRに記述することというふうになっています。

つまり、必要があれば乾季のベースラインを別個やることで、雨季だけじゃなくて、乾季の調査も完遂できるという、そういうことを考えた助言ということになります。

3番ですが、3番はパイプラインを通すために道路沿いのところを通るんですが、巨木が幾つかあって、この国、この巨木については、どこに何があるという場所の特定や大きさだとか種についての調査は行われているんですけども、これからいわゆる生態的な調査や、巨木を社会的、文化的な遺産として、村人や地域の人たちがどう利用しているかということがまだわかっていないんです。ただ、伐採の可能性があるので、3番のような助言でありました。

いまだに生態的、社会的、文化的な価値が不明であるので、地域の人々によって利用されている可能性も想定されます。なので、まずは極力伐採は避けてほしいという助言にしました。

続けて、もうこれ、DFRの段階なので、これ以上の調査はなかなか難しいですから、次の詳細設計段階では、生態系の調査に加えて住民ヘインタビューを行うことで、巨木の価値と利用状況を明らかにして、それでも事業の目的のためには伐採せざるを得ないという計画を提示する場合には、調査結果を十分に住民に説明して、丁寧に合意形成を行ってくださいと。さらに、伐採を行う場合には十分な緩和策を講じることという助言になっています。

あと二つは社会配慮です。まず一つはパイプラインです。このパイプラインは地下敷設といっても、地下は60センチでしたか、90センチでしたか、割と私のような一般の人間からすれば、非常に浅いところを通るので、委員の皆さん、特に原嶋委員と小椋委員がすごくご心配なされて、こういう助言にさせていただいたんですが、そういうパイプラインの地下の敷設と、配電線架設に伴う土地利用制限が生じた場合に、当該土地所有者に対する補償の実施について、ガイドラインの趣旨に適合した対応を取ることと。

そして、補償の内容については、土地所有者に適切に情報提供を行い、合意形成に努めることという助言です。これは論点にも続けて提示されています。

最後5番、ミンゲ川という水を取水する川があるんですけども、そこで少数民族の人たちが家庭内の消費を目的とした、売る目的じゃなくてですよ、おうちで食べるために本当に小さな小規模な漁業をどうやらやっているということが、調査の人たちのインタビューでわかってきています。ただ、それ以上の調査がないので、委員会としては、であれば、家庭内消費を目的とした小規模な漁業への影響評価を行って、必要に応じて対策を構築してくださいと。そのため、FRを書き終わる段階まで、可能な範囲で追加調査を行って、その結果をFRに記述してくださいということにいたしました。

この点については、調査が行われている団体がミャンマーにあるリソースでやれそうであるということをおっしゃっていただいていますので、可能な範囲で追加調査を期待しています。

以上が助言5件です。

委員長、続けて論点に行ってもよろしいですか。

○原嶋委員長 はい、お願いします。

○石田委員 では、論点に参ります。

論点は、助言の4番のところに出てくるテーマとかなり重なるところがありまして、地中の埋設

物については、JICAのガイドラインでも、土地利用の地中埋設物に伴う土地利用制限に対する補償については規定はされていないというお答えだったんですね。

ただ、今回の調査の中では、論点の真ん中あたりに書いているように、1シーズン当たりの平均的な収穫量の市場価格の3倍分の作物補償を行う予定であるというようなご紹介がありました。

それから、助言委員側からは、メトロ・マニラ事業の地下鉄事業においては、そういう地下利用に対する補償事例もあるから、参照することで、より財産権補償という観点から、土地利用制限に係る補償の検討ができるのではないかと問題提起がなされていました。

基本、助言委員のほうからは、地中埋設物、水・ガスパイプラインの敷設によって、一時的な用地の取得や、及び地中に物を、割と浅く並べられると、例えば何か作物の植え付けをすとか、地中に深く根が伸びていくようなものだと制限されて、農家の作業そのものが制限されてしまうので、非常に心配であるというようなことも言われていましたし、要するに、土地の利用制限に対して、生計の補償プラス財産権補償の観点から補償内容の正当性について議論が長く続きました。

論点については、今申し上げたように、JICA側としては3倍分の作物補償を行うと。それから、ガイドラインには、現在は、地中のものについては補償は規定されていないと。

さらに、助言委員からは、メトロ・マニラ事業等の事業も参照にすることで、より土地利用制限、地中埋設物による制限に係る補償の検討が可能ではないかというような問題提起がなされたというのが論点ということになります。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

それでは、まずワーキンググループのご参加の小椋委員、米田委員、補足意見ございますでしょうか。

○小椋委員 小椋ですけれども、特にございませんが、この敷設の問題はまたガイドラインの見直し、4月27日にあるのかな、そのときにでも皆さんと一緒に議論させていただければと思います。

以上です。

○原嶋委員長 米田委員、よろしいでしょうか。

○米田副委員長 私のほうも特にはないんですが、私的には、助言の2番で挙げさせていただいたベースライン調査の時期というのが全然、雨季、乾季の時期になっていないというのが非常に重要なことであるというふうに認識しました。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。原嶋です。

それでは、委員の皆様からご意見がございましたら頂戴したいと思います。お名前をお願いします。

○林副委員長 林ですけれども、よろしいでしょうか。

○原嶋委員長 林委員、お願いします。

○林副委員長 助言の3番目の巨樹についてなんですけれども、これはパイプライン上にある、パイプラインの敷設されている場所にある巨樹ということだと思うんですけれども、どのくらいの本数がどういう感じで分布しているものなのでしょうかとこののをちょっと教えていただければと思います。

○石田委員 ご質問ありがとうございます。石田です。

○原嶋委員長 石田委員、お願いします。

○石田委員 いただいた事前資料では、確か道沿いに数本程度のやつが二、三か所あったように思うんですけども、JICA事務局でもし今、事前調査資料の中でマップが一つ、二つありましたよね。そこを今出せるようであれば、見せていただけませんか。よろしくお願いします。

○原嶋委員長 原嶋です。

事務局あるいは事業担当のほう、対応できますでしょうか。

○加藤 審査部の加藤ですが、画面は出ないと思いますが、お手元の資料でご確認をいただければと思います。

奥村さん、説明できますか。

○原嶋委員長 奥村さん、お願いします。

○奥村 奥村です。

今、共有しようとして出しているところですが、映りましたでしょうか。

○石田委員 石田ですけど、私は今見えています。見えています。

○奥村 今、DFRのパイプライン、水パイプラインの施設のところに幾ら樹木があるかという全体像の地図を載せているんですけども、この地図上では、全体で10本程度のようになっております。

○原嶋委員長 ありがとうございます。林委員、いかがですか。

○林副委員長 わかりました。ちょっと見ます。

○重田委員 重田ですけども、読み込み中になって画面が見えませんが、いかがですか。

○原嶋委員長 原嶋です。事務局のほう、対応できますでしょうか。

あるいは奥村さん、口頭で少し詳しくご説明いただければありがたいですけれども。

○奥村 今、画面共有をしておりますが、映らないかもしれませぬので、簡単に説明させていただきますと、発電所から取水源のミンゲ川までのルートの中で、点々と10本程度の巨木が確認されております。それがDFRの中の11.1の48という図の中でポイントが示されております。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

重田委員、口頭でのご説明でしたけど、いかがでしょうか。

○重田委員 今はっきり見えています。大丈夫です。見えます。

○原嶋委員長 林委員、いかがですか。

○林副委員長 はい、わかりました。

○原嶋委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ほかにご意見ございますでしょうか。

○田辺委員 田辺です。よろしいですか。

○原嶋委員長 田辺委員、お願いします。

○田辺委員 温排水について気になったんですが、温排水はどちらに流すのかということと、温度変化、河川の温度の影響みたいなのはワーキンググループで議論がなされたのでしょうか。

○原嶋委員長 ありがとうございます。原嶋です。

石田委員あるいは奥村さんのほうからご説明、かなり今の件、議論になったんですけども、ご説明できましたらお願いします。

○石田委員 JICA側をお願いしてよろしいでしょうか。

○原嶋委員長 原嶋ですけれども、奥村さん、ご対応できますでしょうか。

○奥村 こちら、地域部のほうからご返答いただければと思いますが、いかがでしょうか。

○馬場 東南アジア四課、タイ、ミャンマーの担当課長をしております馬場と申します。本日はよろしくお願いたします。

今、ご質問いただいた件ですが、基本的に排水は取水したところとほぼ同じ箇所に排水をいたしますので、場所としてはそこということになります。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。温排水についてはミンゲ川だと思いますけれども、かなりワーキンググループでも時間を割いて議論したところでは。

あと、田辺委員、いかがですか。

○米田副委員長 米田です。説明してもいいでしょうか。

○原嶋委員長 米田委員、お願いします。

○米田副委員長 その件、私のほうでも質問をした部分ですが、結局は川からパイプラインで持ってきて、またパイプラインを通して川に排水するというので、ただ、川の流量が非常に多くて、それに比べると、この取水あるいは排水の量がかなり少ないということで、そこで温度についても緩和されるというご説明をいただきました。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

河川での希釈がどれくらい効果があるかということはかなり議論したところでは。

田辺委員、いかがですか。

○田辺委員 承知しました。ありがとうございます。

○原嶋委員長 ありがとうございます。原嶋です。

ほかにご意見ございますでしょうか。

特になければ、本件、助言文を原案どおり確定させていただきたいと思います。いかがでございましょうか。

それでは、ありがとうございます。それでは、本件、原案どおり、助言文を確定させていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

○石田委員 ありがとうございます。

○奥村 ありがとうございます。

○原嶋委員長 それでは、次の案件に移ります。

次の案件は、バングラデシュのチッタゴンーコックスバザール道路整備事業です。

日比委員に主査をお願いしております。日比委員、準備が整いましたらご報告をお願いします。

○日比委員 委員長ありがとうございます。

今回のワーキング担当をさせていただいた主査の日比でございます。今回、ワーキングは5名の委員、作本委員、谷本委員、寺原委員、長谷川委員、そして私で担当いたしました。長谷川委員はメール、ワーキングの当日はご欠席ということで、メールで参加いただきました。

簡単に事業の内容でございますけれども、バングラデシュ国のチッタゴンーコックスバザール道

路整備事業の協力準備調査、有償事業のスコーピングに対する助言ということになります。

この事業ですけれども、バングラデシュの南東部ですね、ベンガル湾の東側、ベンガル湾に面した部分にマタバリ港というのが、今、JICAの円借款により開発中ということなんですけれども、このマタバリ港からチッタゴン、そしてダッカ、北へ向かうルート、それから、南にコックスバザールという、こういった主要都市を結ぶ国道1号線があるんですけれども、特にこのチッタゴンから南、コックスバザールまでの間、ここが2車線道路で非常に既に、特に市街地は混雑が著しいと。それによって港湾からのトレーラーの走行が困難になってくるということで、このボトルネックになっている5か所の市街地、北からパティア、ドハザリ、ケラニハット、ロハガラ、サハリアという、この5都市の市街地について、その渋滞部分を回避するための事業ということで、バイパス道路あるいは高架道路をつくるというものになります。

助言のほうでございますけれども、事前には確か64の事前の助言があったんですけれども、最終的には9つの助言案にまとめております。

助言のほうを順に簡単にご紹介したいと思いますけれども、まずは全体事項、1番になるんですけど、こちらはバングラデシュ国、非常に標高が低い土地ですから、高潮、洪水等による災害リスクというのがあると、これとの関連で、設置場所とか構造上、十分な配慮を払っていただきたい。それをDFRに記述することというものが一つ目になります。

それから、2、3、4と代替案の検討に関する助言になります。

2番ですけれども、こちらはADBがこの地でF/S、それからD/D、詳細設計を既に行っているということでしたので、本事業の代替案の検討において、それがどのように活かされてきたのかというものをDFRで記述していただきたいというものになります。

3番は、これは長谷川委員のほうからいただいた助言でございます。当日ご欠席でしたので、また後からご説明いただければと思うんですけれども、代替案の検討の際の総合評価において、算定方法、特に、項目ごとの加重の仕方について、特にその根拠等をステークホルダーのミーティング、あるいはDFRの中で説明、記述することということになっております。

続きまして4番、これは特にケラニハットの市街地なんですけれども、ここでは現在のところ、フライオーバー案が選択推奨されているんですけれども、このスコーピングの結果あるいはバングラデシュ国のほうの希望とは違う結果になっているということで、十分な配慮と検討結果をしていただきたいというものになります。ここについては論点の一つということになっております。

次がスコーピングに関するもの三つでございまして、5番は大気汚染に関するベースライン測定調査の実施と、供用のものをモニタリングということになります。

それから、6番は建設事業の廃棄物の処理の仕組みを確認して、DFRに記述すること。

そして、7番は、これは地盤改良材、あるいはセメント固化材といったような建材等の利用について、特に供用後の土壌汚染の影響について配慮を行うようにというものになります。この辺は非常に基本的な配慮のポイントになるかと思うんですけれども、こういったことをしっかり入れてもらいたいということになります。

あと2点ですけれども、環境配慮になります。8番は、これは、この本事業は、先ほど申し上げました5つの市街地におけるバイパスあるいはフライオーバーの整備ということになるんですけれども、当然、この国道自体、これらの事業の整備によって、国道全体の交通アクセスの向上あるいは

機能の向上と改善ということが考えられますので、それが例えば近接する保護区とか森林あるいは湿地のような生態系にどのような影響を与えるのか、特に間接的な影響ですね、事業地自体は市街地でございますし、その事業対象地が保護区と重なるということはないんですけれども、この国道自体は保護区に近接する、あるいは保護区の中を通過する部分もあるということですので、これらへの影響というものを検討していただきたいというものです。

最後9番、これは具体的な自然生態系に関する事項ですけれども、アジアゾウの生息が確認されておりますので、こちら、十分現地調査や専門家等からのヒアリングによって確認、評価していただきたいということになります。

助言は以上の9つになりまして、論点としては2点になります。先ほど申し上げましたけれども、2点目のほうに、特にケラニハットの区間の整備方法についてということで、これはフライオーバーなのかアウターロードなのかということなんですけれども、ここは先ほどちょっと触れましたけれども、スコーピングの段階では、アウターロードのほうが環境影響、社会影響等が優れているんじゃないかというようなふうに取り得る評価もあったんですけれども、現時点ではフライオーバー案が推奨されていると。この辺はJICAさんのほうから、まだこれから詳細な調査を行っていくということで、それに決まったわけではないというご説明がありましたので、今後、調査していき、最終的に決められていくということになるというふう理解しております。

そして、順序が逆になりましたけれども、一つ目のほうが、これは8番の助言で触れましたけれども、配慮すべき範囲の設定ということで、直接的な影響、それから間接的な影響、特に生態系への影響について、どこまですべきなのかということで、先ほど言いましたように、この事業自体は市街地でのものなんですけれども、道路全体のアクセスあるいは機能が向上していくと、当然、その事業の効果というものも、市街地だけではなくて、この道路がもたらす交通アクセスの改善に寄与するものということになるかと思うんですけれども、当然、その裏では負の影響も与え得ることがあります。道路が通過する、事業対象地ではないですけれども、その道路自体が近接あるいは通過する保護区とか、あるいは周辺の森林、湿地、生態系が転換されていくような圧力が高まるんじゃないかということが危惧されますので、なかなかこの事業の中でどこまでできるのかというのが難しい中ということで、JICAさんのほうではかなり当日も長い時間を使って検討いただいていたんですけれども、ここが大きな論点になったということでございます。

私からの報告は以上になりますけれども、委員のほかの皆様、もし追加がありましたら、特に長谷川委員、当日ご欠席でしたので、もし追加でのご説明がありましたら、よろしくお願いいたします。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

今日は長谷川委員はたしかご欠席だと思います。

○日比委員 そうですか。はい。かしこまりました。

○原嶋委員長 ありがとうございます。原嶋です。

ワーキンググループにご参加いただいた作本委員、谷本委員、寺原委員、補足ございましたらお願いします。

○作本委員 すみません、作本ですけれども。

○原嶋委員長 お願いします。



○作本委員 今の日比主査のご説明にさらに追加するほどのことではありませんけれども、特にバングラデシュの場合は、ご存じのように、サイクロン等で国土が2割、3割、場合によっては3分の2が全部水面下というか、浸水するというようなことが最近起きております。異常気象の関係でしょうね。そういうふうなことで、1番の災害リスク対応というのを本来、構造上の問題は環境社会配慮助言内容ではないのかもしれないんですけれども、むしろ立ち入って十分な注意をということで、最近の世銀の考え方等にも近寄ってみた次第であります。

特に、単なる排水だとか周辺環境への影響だけじゃなくて、秘所が、自然バックグラウンドのヒ素がこのバングラデシュの場合に多く見られるということで、このあたりについては、特に土壤汚染との関連もあって、構造、その他に気を付けてくださいという意味合いであります。

あと、ケラニハットのフライオーバーについては、今、日比主査のご説明あったとおり、JICAさんがこれから相手国と協議するんであって、相手国はこれで決めたというわけではないという今のお話を明確に言っていただきましたので、ありがとうございます。そのとおりでございます。

あとは、もう一つ論点のところなんですが、8番との関連あるいは論点とも関わるところでありますけれども、いわゆる保護区の中を通るということもあるかもしれないんですけれども、それだけじゃなくて、保護区が近接している場合にリスクは及ばないのかと、中長期的にも含めて、そういう影響ってないのかなということが今回ちょっと議論になった一部にあるかと思えます。

今までは保護区を通らなければいいという考え方に立っていたかと思うんですけれども、あまりにこの事業実施場所は、保護区に2キロ、3キロにせよ、近接しているような場合に、そこへの影響という、中長期的なリスク、これは道路事業でありますから、どう考えるのかということをお話と話した記憶があります。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。原嶋です。

それでは、寺原委員、谷本委員、ございますでしょうか。

○寺原委員 寺原です。

日比主査ありがとうございます。特に追加はありません。

○原嶋委員長 ありがとうございます。谷本委員、よろしいですか。

○谷本委員 はい、結構です。主査の発言で、説明で問題ありません。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

それでは、委員の皆様、全体にわたりましてご意見がございましたら、頂戴したいと思います。お名前をお願いします。

○米田副委員長 米田です。よろしいでしょうか。

○原嶋委員長 米田委員、お願いします。

○米田副委員長 これ、月曜日にワーキングをされて、今日まとめられて、すごく大変だっただろうなと思います。

それで、助言の表現を少し修正を提案させていただきたいんですけれども、助言の9ですね、アジアゾウ等の生態系に関しという部分が少し引っかかりました。アジアゾウ等が生息する生態系に関しとするか、助言の8番で生態系の話に触れられていますので、ここはアジアゾウ等の絶滅危惧種に関しとするか、何かもう少し修正したほうがいいかなと思います。

それから、もう1点確認ですが、論点の2番目のほうで、3行目に、最初に、環境面ではフライオーバー案よりもと書いてあるんですけども、これ、環境面というよりは社会面なのではないかなと思ったんですが、非自発的移転とか、そういう話なのではないかなと思うんですけど、もしそうであれば、環境面ではと言うのではなくて、社会面ではあるいは環境社会面ではという表現のほうがいいのかなと思いました。

以上、二つです。

○原嶋委員長 ありがとうございます。日比委員、いかがでしょうか。

○日比委員 ありがとうございます。

まず、9番のほうには、確かにご指摘のようなほうが通るかなと思うんですが、ここはご助言をいただいた作本委員、米田委員から今、2通りご提案いただいたんですけども、いかがでしょうか。

○作本委員 ありがとうございます。今、米田委員のおっしゃるとおりでして、私も何かポイントが広がっている文章かなというふうなのはちょっと感じておりました。ただ、全体的に自然保護というか、自然調査のほうが、バングラデシュのお国柄もありまして、ちょっと手薄だったような気が、印象を持っているんですね。

そういう意味では、このアジアゾウのところについては、どちらでも構わないんですけども、よりわかりやすいかなと思う、例えば絶滅危惧種等について、生態系についてというのを使わせていただければ、どちらでも、米田委員のご提案、よろしいかと思うんですけども、それで、よりわかりやすくなるのではないかと思います。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

それでは、米田委員からご提案ありましたけれども、助言文の9番については、二つございましたけれども、全体にわたってアジアゾウが生息する生態系に関しということではいかがでしょうか。

○日比委員 はい、そちらで結構かと思えますけれども、日比でございます。

○作本委員 はい、結構です、作本も。

○原嶋委員長 原嶋です。助言文について、後半について、環境面というのがございますけれども、全体を考えますと、環境社会面ということでまとめさせていただくことではいかがでしょうか。論点の2番目の3行目の環境面ではということと環境社会面ではということで修正するというので、これは審査部のほうの作成責任ですけど、加藤さんのほう、いかがですか。

○加藤 はい、ご提案いただいた文言で結構でございます。

○原嶋委員長 米田委員、いかがでしょうか。

○米田副委員長 それで構わないんですが、一応確認したいんですけども、ここでフライオーバーよりもアウターロードのほうが優れているのは環境面ではなくて、住民移転とか、そういう話という理解でよろしいんですね。

○原嶋委員長 多分、寺原委員、この点いかがですか。

○寺原委員 寺原です。

これは、経済性とかコストとか、マルチクライテリアで評価して、総合点で見ると、アウターロードのほうがよいポイントを取っているにもかかわらず、フライオーバー案が採用されたというこ

とですよ。

環境面の点数、どっちが優れているかということは、個別のところではなく、総合点で見て、ほかのセクションについてはアウターロード案が採られています。総合評価の観点からとか、もう少し点数のところが何か反映されるような形になっていたほうがいいと思いますけれども、いかがでしょうか。日比主査。

○原嶋委員長 日比委員、いかがでしょうか。

○日比委員 ありがとうございます。私も今ちょっと、手元にすぐにこのところの資料が出てこないんですけれども、今、寺原委員からいただいたとおりにというふうに私も記憶しておりますので、総合評価、環境面ではというよりは総合評価ではというふうにするのがより適切かなというふうには思いますけれども、ほかの委員あるいはJICAさんいかがでしょうか。

○原嶋委員長 それでは、今、一つご提案として、今改定中ですけれども、総合評価の観点からということで改定するというので、これは審査部も含めて、委員の皆様、ご意見ございますでしょうか。特に加藤さん、いかがですか。

○加藤 審査部としては異存ありませんが、南アジア部、大丈夫でしょうか。

○原嶋委員長 南アジア部のご担当の方、お願いします。

○高橋 南アジア部南アジア四課の高橋と申します。よろしくお願いします。

総合評価の観点からという表現ぶりでもよろしいと思います。事実関係としては、現時点で移転対象の物件数の詳細な調査が行われていないので、今後調査を実施した場合、特に社会面の観点から、アウターロードのほうがフライオーバーよりも評価が高くなるだろうと予測しております。

以上でございます。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

それでは、ほか、全体にわたりまして委員の皆様からご意見ございますでしょうか。

○石田委員 石田ですけど、よろしいでしょうか。

○原嶋委員長 石田委員、お願いします。

○石田委員 3つあります。

今言っていたいただいた9番のアジアゾウ等の生態系に関してということですが、アジアゾウ以外に気になる種がそこにはいるということなんでしょうか。ちょっと質問ですが、教えてください。

○原嶋委員長 石田委員、3つ質問を続けてお願いできますか。

○石田委員 わかりました。9番がまずアジアゾウ等の生態系なので、もともとの文章が、等ということは、ほかに気になる種が何なのかというのがあったら教えてくださいということです。

それから、上から行きますけど、3番の加重値10から15の根拠についてということですが、加重値というと、普通1から10とかだと思んですが、10から15というのはどういう意味なのか、この段階でわかるのであれば教えてほしいということです。

それから、あと最後は8番ですが、作本委員が追加的な説明でおっしゃっていたように、ギリギリのところを通過しているわけではないと、保護区や森林や湿地等のすぐそばを通過しているわけじゃないんだけれども、少し距離がある。ただ、10キロ、20キロじゃないと、そういうところの影響も評価するほうがいいのではないかと。私も基本的に賛成です。このケースの場合は、ど

のような影響が主に考えられるのかという質問をさせていただきます。

以上3点です。

○原嶋委員長 原嶋です。日比委員からまずはコメントをいただけますか。

○日比委員 ありがとうございます。

まず一つ目ですけれども、絶滅危惧種については、確か複数、事業地がいろいろありますので、確か、この事業地がある県単位での絶滅危惧種の整理というのがまずなされていて、それかつ、特出しでアジアゾウの生息、事業地でということではないんですけれども、この国道の近郊でアジアゾウの生息の報告があるという、そういう、確か現時点でのレポートになっていたかと思います。

ほかに、確か、例えばベンガルトラとかも記載はあったように思うんですけれども、多分事業地の近くにある保護区の一つは特にアジアゾウの生息地になっているということから、アジアゾウが特出しにされていたというふうに記憶しております。

○石田委員 ありがとうございます。

これ、場所的には海岸に割と近いほうなんですか。

○日比委員 海岸に近いと言えるのかな。多分十数キロ程度ではなかったかと思いますが、海岸からは。

○石田委員 わかりました。何となくイメージがつかめました。ありがとうございます。

○日比委員 というのが1点目です。

○原嶋委員長 原嶋です。

日比委員、今、1点ございましたので、あと、3番目の助言と8番目の助言についてのご質問、回答できる範囲でお願いします。もし南アジア部の高橋さん、次に補足がありましたら準備してください。

○日比委員 3番に関するものですね。加重値の、ここはすみません、ちょっと私もお答えできる情報を持ち合わせておりません、申しわけございません。

それから、もう一つは、保護区の中にあるわけではないんですけども、数キロ程度のような距離にあるものにどのような影響があるのかと、これは難しいところではあるんですけども、特に8番の助言に関して、私が特に気になりましたのは、保護区もそうなんですけれども、それ以上に、保護区になっていない森林あるいは湿地、生態系等がこの交通の改善によって、その開発圧力が高まる可能性というのがあるんじゃないかというところであります。加えて、当然保護区、多分直接事業で一番近いところが一、二キロというふうに見られているんですけども、それが実際にどのような影響があるかというのはなかなか難しいというのはあるかと思うんですけども、例えば鳥類への影響とかというのは、現時点では考えられるのかなというふうには考えております。

○原嶋委員長 原嶋です。ありがとうございました。

南アジア部の高橋さん、補足ございますか。特に3番について、お立場は違いますが、何か情報提供いただければ、ありがたいんですけど。

○高橋 南アジア部の高橋です。

特段、補足はございません。加重値の件については折り返させていただきます。

○原嶋委員長 了解しました。

石田委員、簡潔にお願いします。

○石田委員 8番、日比委員ありがとうございました。

要するに、現在、行政的に保護区になっていないところでも、生態系の面から見ると、いろんな人がユーザー、いわゆる動物や植物がユーザーとして使っているんだろということが見えますから、やっぱりそこを気になされるというのは非常によく意味がわかりました。ご回答をありがとうございます。助かりました。

○原嶋委員長 ありがとうございます。原嶋です。

寺原委員、お願いします。

○寺原委員 寺原です。

加重値について、今日、長谷川委員がいらっしゃらないので、私のほうから少し補足させていただきますけど、幾つかのクライテリアについて、例えば建設コストが安ければ点数を高くするとか、リセツルメントが多ければ点数を低くするとか、そういうクライテリアがあるんですが、満点が10点の区分と15点の区分があるということで、長谷川委員のコメントは、これでは10点の区分と15点の区分はどういうふうに違うのかははっきりさせてくださいという趣旨でございました。

ただ、この満点が100点ということではなくて、確か数えると100を超えるような合計点だったと思うんですね。

それともう一つは、閾値というのが設定されていなくて、環境が0点でも、ほかのところは15点とか、そういうのがあって、最低限というのが設置されていないというようなこともありました。

長谷川委員のコメントは、10点の項目と15点の項目で何が違うんだ、満点の区分ですね。その区分の中で、15点の満点のものと10点のものがどういうふうに違うのか、マルチクライテリアのクライテリアをはっきりさせてほしいという趣旨だったと理解しております。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

石田委員、よろしいでしょうか。

○石田委員 石田です。ありがとうございます、明確になりました。

○原嶋委員長 ありがとうございます。ほか、全体の委員から。

○織田委員 織田ですけど、いいですか。

○原嶋委員長 織田委員、ちょっとお待ちください。

高橋さんからお願いします。

○高橋 恐れ入ります、ただ今のご説明のとおりでございます。

○原嶋委員長 織田委員、お願いします。

○織田委員 このバングラデシュで、しかも都市部を通過するということになると、かなり非自発的移住が出るのではないかと想定したんですが、今のコメントを見ますと、そのことにはあまり触れられていないように思うんですが、フライオーバーのところについては、危険があったということ、それから、それらも含めて評価されたいんですけども、ほかの4つの都市やポイントやなんかでは、非自発的移住のことはあまり問題にならなかったんでしょうか。質問ということで申しわけないんですが。

○原嶋委員長 原嶋です。

日比委員、お願いできますか。あるいは高橋さんからでも結構ですけど。

○日比委員 議論の中では、それぞれ非自発的移転が発生が全くないというものはなかったんじゃないかなと思うんですけども、それぞれ地域において、それぞれ代替案の検討の中で、それぞれ何人というものは今の段階で出ていたかと思えますけれども、ここで問題になったのは、非自発的移転自体がどうという議論はしていないですね。これは先ほどの、特に論点の2番のほうでもあったように、今後さらに詳細な調査によって、そこは明らかになってくるということだというふうに私のほうでは理解しております。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

高橋さん、非自発的住民移転の全体像について情報ありますか。

○高橋 南アジアの高橋です。

住民移転の数に関しましては、今後の調査でより詳細な調査を行う予定です。ただ、現状は5か所におきまして、それぞれ相当数の住民移転が発生すると思われる、先ほどのマルチクライテリアの中の社会影響の項目にて、特にその影響を考慮して、ルートを選定を行っていくことになろうかと思えます。

ケラニハットに関しては、バングラ政府からフライオーバー案が良いと推奨されておりますが、それに関しては、住民移転数だけではなく、事業目的を達成するに当たりどういった線形が望ましいかとの観点で、フライオーバーでも期待される効果を生める規格の道路をつくることができるだろうと判断し、フライオーバー案についても検討されている状況でございます。

以上です。

○原嶋委員長 原嶋です。ありがとうございます。

織田委員、いかがでしょうか。

○織田委員 ありがとうございます。よくわかりました。

以上です。

○作本委員 すみません、作本ですけども。

○原嶋委員長 織田委員、よろしいですね。

それでは、続いて作本委員、お願いします。

○作本委員 今の住民移転の件ですが、配付していただいた資料をちょっと見てみますと、47ページなんですけど、やはり影響を受ける人の数が1万4,289人と、かなり規模が大きいのでありますが、実際、移転対象となるのは、あくまでも暫定的な数字ですけども、2,536人と書かれております。ただ、RAP、その他の調査でかなり詳細な、事前の詳細な対応を検討されていたり、いろんな会合の持ち方、協議もいろいろ工夫されているということがありましたので、資料面ではかなり細かいものが紹介されていたというふう感じております。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

○掛川委員 掛川です。

○原嶋委員長 掛川委員、お願いします。

○掛川委員 ありがとうございます。

論点の一つ目のほうなんですけれども、この配慮すべき範囲の設定というところで、まさにこの

直接的、間接的な影響であるとか、また、この複合的な影響をいかに想定して、事前に想定して、それを見極めていくということが、今後いろいろな意味で、ますます重要になってくるかと思っています。ですので、ここに書いていただいたのは、とても私も賛同するところです。

同時に、特にJICAさん側への質問なんですけれども、この点について、この案件だけではないですけれども、今後、特に戦略的な部分で、どのように直接的、間接的、それから、複合的な影響を想定して見極めていくようなことを考えていらっしゃるのかという、ちょっとそんな現状を少し教えていただければと思いました。

○原嶋委員長 ありがとうございます。原嶋です。

加藤さん、手短にお願いできますか。

○加藤 本件含め、今後の全体での対応というところですが、基本的には技術的に予測可能な範囲において、そういった派生的、二次的、累積的影響を考慮していくということになります。非常に難しいのは、本事業の区間を越えて、非常に遠くに離れたところでも本事業の実施によってアクセスが可能になるので、開発圧力が高まって影響が出る可能性がある点、そこまで見るかというところ、そこは並行して行われるほかの開発事業の影響もあると思われまので、非常にそこへの影響度の推計は難しいかなと考えます。基本は本事業の区間について、そこに伴うその近傍の派生的、二次的影響を見るところが予測可能な範囲ということかと考えております。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

今の論点について、ちょっとここではすぐ結論は出ないと思いますが、今後の課題とさせていただきます。助言本文について、9番について修正がございましたけれども、それを含めて確定をしたいというふうに思っておりますけれども、最終的に何かご意見ございますでしょうか。

ありがとうございます。それでは、特にないようですので、助言文については、9について一部修正、あと、論点についても、2番について若干の修正をした上で締めくくりとさせていただきます。どうもありがとうございました。ご報告もどうもありがとうございました。

○日比委員 ありがとうございます。

○高橋 ありがとうございます。

○原嶋委員長 原嶋です。

それでは、また次の議題に移ります。

環境レビューの結果報告ということで、インド国の北東州道路網連結性改善事業ということで、ご報告の準備が整いましたらお願いします。

若干、時間が押しておりますので、テンポアップでお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○竹内 もしも、JICAの南アジア一課竹内でございますが。

○原嶋委員長 インドの北東州の道路網連結性改善事業についてのレビュー報告をお願いできれば、準備が整いましたらお願いします。

○竹内 準備が整いましたので、ご報告いたします。

事業対応結果、助言対応結果をご報告して参ります。

まず、順番に参ります。

まず1番目でございます。プラス効果をモニタリング項目のほうに含めるよう申し入れるという

ことで、すみません、自己紹介が遅れました。南アジア一課の課長の竹内と申します。どうぞよろしく申し上げます。インド担当をしております。

1番目の助言対応結果でございますが、モニタリングフォームにおいて、生計、生活におけるプラス効果を、ヒアリング結果を記載する欄を設けることを実施機関と合意して、この助言、申し入れて、受け入れてもらっております。

二つ目でございます。5年目以降の道路維持管理についての助言でございます。こちらに関しましても、使用後、5年目以降も含めた使用開始、供用開始後に、O&MコントラクターやRoad Repairing Consultantが道路維持の管理を行っていくことを確認し、その点につきまして実施機関と合意しております。

3点目でございます。CO2削減の方策についてございまして、この実施機関がこちらに記載してあるようなことを意識向上を図るよう申し入れるという点でございます。この点も、審査において助言に沿って申し入れを行っております。その中で、実施機関のほうから具体的方策として、インドの環境規制機関であるCPCBという機関がありますけど、その指針に基づいて、CO2を含む工事車両の排ガス規制の遵守を、EMPですとかコントラクターのEnvironmental Monitoring Planの中で規定していることを確認しております。

また、供用開始後も通行車両の速度規制などを行い、CO2削減を図っていくといったことを実施機関に確認しているということでございます。

4点目ですね。代替住宅を斡旋する場合の世帯人員数の配慮についての申し入れでございますが、こちらは、今般の住民との間の実施機関の協議につきましては、被影響住民が全員が金銭補償を希望していると、非常に補償額が市場額よりもかなり上回るような額のオファーを受けているので、そういった金銭補償の希望を受けているということございまして、この住宅斡旋を希望するケースというのがなかったということの確認が取れております。

5点目でございます。建物構造物への影響と、残存物件の有効性や、店舗や住居としての用途を果たすかどうかの可否ですね、この点についての関連性についてのご指摘、ご助言でございます。こちらについては、建物の50%以上が影響を受ける場合は、unviableというふうにされて、建物全体の補償がなされるということで、50%以下の場合とはいうことで、この50%が一つの区切りとなっていることを確認したんですが、ただ、50%以下でも、大事な家の構造物が、例えばそこに引っかかってしまって、結局そこを取られてしまうと、家全体がもう崩壊してしまうとか、継続利用が不可能な構造になってしまうような場合には、50%以下であっても、同様に100%移転対象となったようなものと同じような補償額が支給されると、そういったことですが、一つの基準は50%だということ確認が取れてございます。

6点目でございます。被影響世帯の中の就学児童が含まれる場合に、何らかの不便がきたされるような場合には、スクールバスの供与を検討するよう申し入れるという点でございます。この点については、本事業は基本的に既存道路の拡幅でございまして、工事中は片側通行として、児童なども含むコミュニティの住民が通行できるよう配慮を行うということを確認しております。ただ、移転などに伴って、影響を受ける就学児童に関しましては、事業地付近の学校において自転車を支給して、少し遠くなってしまう場合には自転車を支給するといったことで対応しているということでございます。



今のところ、そういったことで所要の対応を取られているというふうに想定はしてございませんが、ただ、それでもなお、通学に不便をきたすようなことが起きるような場合には、そのスクールバス供与を検討するよう。実施機関に対しては申し入れを行っております。

7点目でございます。参加者のステークホルダー協議の中で、市場の移転ですとか、宗教施設の移転における負の影響ということが指摘があってということで、必要に応じて、線形代替案の分析の妥当性の有無を確認して、適切な対応を申し入れるようにというご助言でございます。この点につきましては、この二つ、それぞれ、宗教施設、市場を確認しております。まず市場のほうにつきましては、これはROWの外に位置しているということを確認してございます。ただ、周辺に露天商が経済活動を営んでいまして、基本的にそのセットバックで、その場で移転なくとも、継続的な営業が可能だというようなことではございますが、ただ、もし移転が必要となる場合には、1か月前には事前通知をして、さらに損失が出た生計の部分について、1か月分の金銭支援を行うこととか、あと、もし、それでもさらに近隣地域で営業継続できない場合は、道路工事要員を斡旋するとか、追加で生計回復支援を行う予定であるという、こういった方針を確認してございます。

宗教施設のほうにつきましては、塀と階段の一部がROWの中に含まれてくるということではございますが、ただ、本体ですとか寺へのアクセスの部分については特段の影響を受けないということで、移転自体は不要であると。ですので、このROWの中に引っかかってしまう部分につきましては補償が行われていくと、そういったことを確認してございます。

続きまして、もう一つ、地図をお配りして、これは画面に映すんですかね、地図についてのご説明もできればと思うんですが。

こちらですね。環境レビュー方針の説明をした際に、これで、ラマケランガというんですかね、野生保護区と事業地との距離を再度確認するように宿題をいただいておりました。

レビュー方針のときには、この距離、17キロというふうにご説明をさしあげております。ただ、これ地図をご覧いただくとわかるんですが、左上のほうに、このラマケランガというワイルドライフ・サンクチュアリというのがありまして、この事業、この208と書いて黄色の線を引いているルートになるんですけど、この1番近い部分ですね、これ、1キロ弱ぐらい、0.8キロぐらい1番近いところでということで、当初の17キロという説明がかなりこちらの説明が正確でなくて、こちらはお詫びとともに訂正させていただきます。これ、もともとの17キロという話は、このラマケランガ、ワイルドライフ・サンクチュアリの中心地からの距離ということと、ちょっと情報が交錯してしまって出てきてしまったものだということが一つあるのと、もう一つは、このラマケランガ、ワイルドライフ・サンクチュアリの範囲というのは、結構地図とか出所によって少し違うところがあって、実際、1キロかどうかというところも、これよりもさらに近いということはないんですけども、もう少し遠いんじゃないかというような情報も複数あるはあるんですが、一応今、1番固めの情報でもってご説明さしあげている次第でございます。

こちら、ただ事業地については、いずれにしてもこの新しい情報のもとでも、自然保護区の中には入ってはおらずに、本事業対象はバッファゾーンにも含まれていないということで、インド国内では保護地域には特に指定されておらずに、クリアランスの取得については、特段必要、求められてはいないということは確認しております。

ただ、この影響はどうかということで、この今1キロぐらいの距離だということでございますけ

れども、このサンクチュアリのエリアから事業地との間には、一つ、まずフェンスが張り巡らされていて、バングラデシュの国境地帯にフェンスがあるので、まずフェンスがあるということと、さらにそのフェンスから道路までの間に、道路建設予定地の間に、プランテーションなど、もう既に土地改変が行われていて、さらにこの道路とは別の道路が走っているというような形になっておりまして、一応現地有識者にもヒアリングをしているんですが、この事業対象地においては、希少種の生息は特に確認されていないということで、現地住民に聞き取り調査も行っているんですけど、同様の見解が確認されているということでございます。でございますので、希少種の生息域ではないというふうには考えております。

ただ、環境社会配慮、特に環境配慮の面で、こちら、引き続き配慮はしていくということで、速度規制をしっかりとって、動物などに影響出ないとか、あと、この建設中にも、森林500m以内の間でワークキャンプをやって、設営を禁止して、森林火災を防止していくとか、そういった対応はしっかりとっていくということと、供用開始後も引き続き速度規制などをして、あと標識をしっかりと設置していくとか、そういったことを、コントラクターが、これ、運営機関にかかってくるんですけども、動物衝突事故に係るモニタリング等も実施をしていて、万全の対策をとってきたいというふうには考えてございます。

南アジア一課からの報告は以上でございます。

○原嶋委員長 原嶋です。ありがとうございました。

今日は報告ですので、詳細についてはメールで後ほどでも結構ですけど、ただ、1点聞き逃せない点がございます、先ほど、前の助言でも論点になった点でございます、その点についてもご意見があらうかと思っておりますので、特に重要な点について、今、ご意見ございましたら、委員の皆様から頂戴したいと思います。委員の皆様いかがでございましょうか。

○小椋委員 小椋ですけども、よろしいでしょうか。

○原嶋委員長 小椋委員、お願いします。

○小椋委員 これ、ちょうどワーキングで私も議論に参加させていただいて、よく回答というか、調べていただいてありがとうございました。

この回答で私は満足しております。今後ちょっとモニタリング等々でトラッキングしておいていただければありがたいです。

以上です。

○原嶋委員長 原嶋です。ありがとうございました。

ほか、ございますでしょうか。

それでは、ちょっと保護区との関係で重要な点もございますので、十分なフォローをお願いしたいということをご意見として申し上げておきたいと思っております。

ほかに特にご意見がなければ、次の議題に移りたいと思っておりますけれども、ご意見いかがでしょうか。

それでは、どうもありがとうございました。

一応、このご報告、ここで締めくくりとさせていただきます。どうもありがとうございました、ご報告。

○竹内 ありがとうございます。

○原嶋委員長 それでは、続きまして、もう1件、休憩前に進めたいと思います。

次は、案件概要説明で、インド国のデリー高速輸送システムでございます。準備が整いましたら、ご担当からご報告をお願いします。

○竹内 引き続き、南アジア課竹内からご報告申し上げます。よろしいでしょうか。

○原嶋委員長 よろしくをお願いします。

○竹内 報告します。

プレゼンテーションですね、ご覧いただいていると思います。まず2ページ目に参ります。

事業の背景でございますが、2ページ目のほうですね、人口増加、都市化ですとか、それに対して交通インフラが不十分で渋滞が深刻化しているですとか、都市交通整備のような非常にやや典型的な理由だと思えるんですけども、そういった社会経済的な情勢から、この事業の必要性があると、非常に高いということに記載しております。

特に大気汚染などは、デリーは世界でも最もひどい大気汚染ランキングということがあって、本当に実際に行くと、この中では本当に長生きできないと思うぐらいの非常に大気汚染がひどいんですけど、非常に公共交通機関の整備に対しては本当に悲鳴に近いようなニーズが現地にあるということでございます。

3ページ目のほうに参りますと、そういったこともあって、インド政府、特にデリー準州の政府も非常にこの開発を重視してございます。中ほどにありますますが、2007年に、2021年のマスタープランをつくったところから始まって、最近では2017年に最新版の改訂がなされていると。最後のポツですけど、JICAはこの1997年以降、常にフェーズを3つ、フェーズ一つずつが一路線というわけじゃなく、複数路線を束ねた各フェーズになっておりますけど、これまで245キロの整備をしておりますが、さらに新しいフェーズ4という開発段階に入ろうとしていまして、今次、支援を検討しているということでございます。

次のページ、4ページのほうに参りますが、本事業、繰り返しますけど、フェーズ4という開発フェーズにおいて、複数の、特にその中の優先路線を整備するというのを今検討してございます。具体的には、この63キロ、総延長のものでございますが、7号線、8号線というものの延伸区間であるとか、新線も入っております。それぞれ高架のものと高架、地下それぞれあるものが含まれております。

借款対象は1番下にありますが、今後検討していくこととなりますが、今のところ、土木、電気・通信、車両基地、車両、全てのもものが一応含まれるような形での要請とはなっておりますが、今後、審査等において検討していくこととなります。

次のページ、5ページ目でございますが、一応路線図が書いておりまして、デリーのメトロのネットワークの中で、今回、どのところが開発の対象となるのかということで、3色、下のほうの水色の新線の部分と紫とピンクで記載してございますが、こちらのこの3路線ということで、合計が63キロとなっております。

6ページに写真が、現状どうなっているかということを幾つか紹介させていただいているのと、あと、7ページのほうは、過去の3つのフェーズでどういった開発をしてきたかということに記載してございます。

本題の8ページの環境社会配慮事項のほうに入っていきたいと思っております。こちら、2010年の4月

のこのガイドラインの中でカテゴリAに位置づけられると、分類根拠は、この鉄道セクターに該当するからということでございます。

協力準備調査でございますが、これは実施しない方針でございます。実施機関が、非常に能力が高い機関であるということもあるんですけども、もう既に詳細開発計画を作成をしていますので、この実施機関がつくっている計画に基づいて審査等を進めていくということで考えております。

鉄道事業におけるEIA作成については、インド国内法は特に求めていないんですが、このJICA融資を前提としているので、既に実施機関のほうで2018年5月に作成をしているということ、あと、社会影響評価についても同様に2018年5月に行っていて、報告をつくっております。

さらに、住民密集地区を回避するための線形変更などを受け、2020年2月に更新をしているというような状況でございます。

次のページ、環境の許認可でございますが、ここで繰り返すんですけども、EIAの義務づけはないんですが、作成しているということ、汚染対策につきましては、工事中は、汚染物質とか工事車両、重機の適正管理などの対策、あと、地盤への影響について、シールド工法を採用して、地下水の流入、地盤の緩みなど地盤沈下への対応をしっかりとって行って、今のところ、重大な影響というのは、過去の実績を見ても、想定をしていないということ、供用後も、騒音対策など防音壁をつくるとか、振動対策で軌道の下に弾性ゴムを入れておくとか、水質汚染の対策も車両基地のほうでしっかり排水処理をしていくとか、こういった緩和策がとられる予定になっております。

自然環境については、事業対象地、都市にございまして、自然林ですとか、希少種の存在は確認されておりません。また、ほとんどが既存道路沿いで計画を、高架であれば、その上でありますし、また、地下もほとんどの部分が既存道路の下につくっていくということで、自然環境への影響というのは非常に小さいというふうに考えてございます。

あと、路線拡張とか、車両基地の拡張に伴い、樹木の伐採がなされていく、詳細はこれから確認していくんですけど、ただ、これはインドの国内ルールに基づいて、1本もし樹木を伐採するのであれば、10本の代替植樹をすることが求められていくと、そういった方針で臨んでいくような計画となっております。

続いて、10ページの社会環境面のほうに参りますが、今のところ、7、8号線の延伸と新線で合計して、用地取得、民有地の取得、0.84haで、被影響世帯数が54世帯で250名、そのうちの住民移転が求められる世帯が5世帯ということで、あと公共物が11影響を受けるということが現時点で想定をされてございます。

先ほど申し上げたとおり、RAPはSocial Impact Assessmentが策定済みで、住民協議も既に実施されています。補償の方針については、インド法と、あとJICAガイドラインに基づいて、非正規住民も含めて、土地建造物の補償とか移転補償とか、生計回復支援が行われていく予定でございます。

また、文化遺産についても、歴史文化遺産の近くを通過予定の工区については、この社会環境の影響を回避して、一部線形変更なども既にしています。歴史建造物影響評価というのも実施しているというふうなことでございます。

あと、その他・モニタリング、次の11ページでございますけど、住民移転、用地取得及び自然環境の影響につきましては、モニタリングを実施していくと、そういった方針になっているということは今のは確認してございます。

最後、スケジュール、12ページでございます。

こちらはもし可能であれば、6月にワーキンググループでご議論をいただいて、助言案を検討して、7月で助言確定をしていただいて、そして、7月に審査ということを目指して、9月の借款契約調印を目標としております。

ちょっと今、コロナの情勢がありますので、また、いつ頃になれば渡航できるか等によっても少し影響を受ける可能性があるんですけど、今のところ、最速のスケジュールと、そして、こういったスケジュールを今のところ想定しているというものでございます。

南アジア一課からは以上でございます。

○原嶋委員長 原嶋です。ありがとうございました。

ワーキンググループの日程についてはまだ未定でございますけれども、ワーキンググループまでに必要な細かい情報等についてはまたメールで後日リクエストをいただければと思います。ただ、ここでは大きな点についてご質問やコメントがございましたら、委員の皆様から頂戴したいと思います。お名前をお願いします。

○源氏田委員 源氏田です。よろしいでしょうか。

○原嶋委員長 源氏田委員、お願いします。

○源氏田委員 インドのEIA制度では、鉄道は確かに対象になっていないのですが、JICAの融資を受けるということでEIAを作成したというふうにご説明いただきました。このEIAについてなんですが、住民協議の扱いはどうされるんでしょうかということなんですが、住民協議は既にされているのか、あるいは今後される予定があるのかというのを教えてください。

○原嶋委員長 竹内さん、お願いします。

○竹内 こちらのほう、住民協議のほうは既に実施してきております。資料の10ページのほうにも書いておりますけれども、実施していますので、審査において、その協議内容について詳しくまた確認していくことになります。

○原嶋委員長 源氏田委員、いかがですか。

○源氏田委員 10ページのほうはRAPと書いてあるのですが、EIAについても協議はされているということでよろしいですか。

○原嶋委員長 竹内さん、いかがですか。RAPについては住民協議完了済みとありますけれども、環境影響評価についてはいかがですか。

○竹内 すみません、これ、篠田さんお願いしてもいいですか。

○原嶋委員長 それでは、篠田さんですか。今の源氏田委員からのご質問、対応をお願いします。篠田さん、お願いできますか。

○宮中 すみません、審査部の宮中です。

○原嶋委員長 宮中さん、お願いします。

○宮中 審査部の宮中です。EIAの住民協議については既に実施済みとなります。

○原嶋委員長 原嶋です。

念のため確認ですけれども、ガイドラインに従ったスコーピングともう1個の段階でのステークホルダーミーティング、住民協議は終わっているということでもよろしいでしょうか。

○宮中 2018年の段階で住民協議が行われているんですけども、SIAが実施され、SIAの作成に

伴って、再度EIAも含めての住民協議が実施されています。

○源氏田委員 ありがとうございます。

○原嶋委員長 源氏田委員、よろしいでしょうか。

○源氏田委員 はい、ありがとうございます。大丈夫です。

○小椋委員 小椋ですけれども、1点教えていただいてよろしいでしょうか。

○原嶋委員長 小椋委員、お願いします。

○小椋委員 これ、地下鉄事業なんですけれども、実際に移転は伴わないんだけれども、民有地の下を通ったりするんでしょうか、線形は。

○原嶋委員長 事業ご担当の方、お願いできますか。

○竹内 竹内です。

○原嶋委員長 竹内さん、お願いします。

○竹内 車両基地の部分であるとか、あと、線形でもいろいろと、歴史構造物、歴史遺産のものを回避するためのルートを通して、一部だけ民有地にかかるところは出てくるというふうな計画になっているというふうに承知しております。

○小椋委員 地下を通っても、ずっと民有地の地下も通らないということなんですね。

○竹内 正確に言うと、高架鉄道と、高架と地下の組合せになっているのと、車両基地の場合は当然、地上に出てくるということでございます。

○原嶋委員長 小椋委員、よろしいでしょうか。

○竹内 より正確に言うと、それぞれ、高架であっても、地下であっても、駅の部分もございまして、そういったところで、いずれにしても、一部だけこちらでご説明したような住民移転の影響が見込まれているということでございます。

○小椋委員 ご説明ありがとうございます。理解しました。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

それでは、また詳細につきましては、また必要な情報を事務局にご提供いただいて、ワーキンググループへ向けて準備をお願いしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

それでは、ここで一旦、この報告については締めくくりとさせていただきたいと思っております。ちょっと時間が押しておりますけれども、ここで5分程度でお許しいただきたいと思っておりますけれども、休憩をさせていただいて、今、16時15分か16分でしょうけれども、16時20分あたりに再開ということでご理解いただけないでしょうか。

特になければ、これで一旦休憩とさせていただいて、16時20分再開ということをお願いいたします。

午後4時16分休憩

午後4時21分再開

○原嶋委員長 それでは、原嶋です。再開させていただきます。

続きまして、ガイドラインの包括的検討のワーキンググループ会合の助言文の確定ということで3件ございます。

まず1件目が、包括的検討④の環境社会影響評価、代替案の検討ということで、この件につきましては、石田委員に主査をお願いをしましたので、石田委員からご説明を頂戴したいと思います。石田委員、ご準備よろしいでしょうか。

○石田委員 すみません、遅れました。

○原嶋委員長 原嶋です。

それでは改めまして、ワーキンググループの包括的検討ワーキンググループの④環境社会影響評価、代替案に対する助言ということで、石田委員に主査をお願いしておりますので、手短にご報告を頂戴したいと思います。よろしくお願いします。

○石田委員 失礼しました。時間が押しているということで、手短にいきたいと思います。

参加された委員が11名という非常に多数のご関心を集めたということでした。98質問があって、質問を一つずつ読み上げるのではなくて、テーマ別に議論をしていった結果、このように13個、それだけ皆さんの関心が深かったということです。一つには、やっぱり不可分一体事業のところはかなり時間が要して、議論がされたと思います。

では、冒頭から参ります。

世界銀行のESFの中で、今回の場合はESS1が非常に大きな要素を占める対象文書でした。その中で、新しく彼らが打ち出したESCPですね、Environmental and Social Commitment Plan、日本語に直すと、環境社会履行計画というものの運用に係る動向については、情報収集を行うことという助言をしています。

環境社会履行計画というのは、社会や自然環境に与える影響のリスクを計算をして、それに対するmitigationを書き込むという作業なので、基本的にはJICAの環境社会配慮でも今まで行われていたことですが、それを体系的の一つまとめているという一つの計画書で、かなり細かく書かれていますので、これについてはさらに情報収集を行ってくださいという助言でした。

それから、ESCPについては、今申し上げましたESCPについては、全体の実施体制や能力強化支援や進捗状況などが一覧で確認できるという利点があります。でも、運用実態が現時点では不明なんです。世界銀行が導入した、新しいため。JICAの既存の運用で代替できる文書があれば、それを活用したほうが良いという意見もありました。

さらに、環境社会配慮の向上に資する側面がESCPは持っていることも踏まえて、既存の方法を見直して、環境モニタリングや環境管理計画、住民移転計画の進捗管理の能力強化や向上について見える化する工夫をすべき、その参考にすべきじゃないかという意見も同時にございました。

さらには、案件進捗管理と環境社会配慮向上に関して、実施機関や相手国政府の能力を向上させる、これは開発の非常に重大な課題ですから、JICA支援を引き続き積極的に実施すべきだという意見も同時にございました。

以上がおおよそESCPに関することです。

それから、世銀ESSのAnnex1に記載されている各種のアセスメント手法があるんです。それは、ESIA、Environmental and Social Impact Assessmentから始まって、SESA、Strategic Environmental Social Assessment、戦略的環境社会評価のところまで、(a)から(j)の項目について詳細に説明されていますので、環境社会配慮ガイドラインとの関係を整理して、必要があれば改定の検討課題に入れてくださいというのが3番目です。

続けて、論点の4.3ですけれども、相手国との環境社会配慮フレームワークというのは既に皆さん、相手国は持っているわけですから、それについての議論でした。

まず、JICAのほうからも、自分たち当該国の環境社会配慮を力強く運用したいという途上国は増

加していますというご紹介がありました。それで、ガイドラインの基本項目にもあるように、環境社会配慮の責任は相手国にあるということを前提にすると、最終的には自国のフレームワークを使って、より高い水準の環境社会配慮を目指すことが望ましい。それを実施できるための能力と経験を獲得できるようにJICA側は支援姿勢を保って、またはそれをさらに深く発展させていくべきではないかという助言です。

5番、相手国の環境社会配慮のフレームワークを使う場合は、これまでと同様にJICAガイドラインで求める内容との比較検討を行った上で、必要な支援を講じる枠組みを検討してくださいと。

6番に行きますけど、6番以降に行きますが、6番以降は4.4に移って、ここがかなり長くいろんな意見が出ましたものを3項目に整理した助言になっています。

不可分一体事業については、まず相手国がJICAガイドラインの水準に満たっていない場合、その水準の確保を最大限働きかけてください。ESS1との間で理解の方法に少し違いがありますがけれども、それは認識したけれども、環境社会配慮の国際的な水準向上と遵守に貢献すべきというところ です。

次、7番、不可分一体事業の定義です。定義については、運用見直しで作成されたFAQがあります。その具体的な内容をまず確認していただいて、ガイドラインにどこが盛り込めるかということを検討してくださいというところが7番です。

それから、8番もかなり大きな話題になりましたけれども、不可分一体、派生的二次的影響、累積的影響というのは、対象事業単体では見逃す可能性がある。つまり、協調融資とか、先ほど出ていました、例えば道路の案件だと、ここまではアフリカ開発銀行があって、ここから先は世銀で、その先がJICAというのもありますので、または、発電所内であれば、発電所はJICAがやって、送電線は世銀がやるとかいうのもありますので、単体の事業そのものだけ見ていると、見逃してしまう、落としてしまう影響の可能性がありますので、そういう影響については、参加されている多くの委員からやっぱり懸念の声が上がりました。

これを、こういった大切さを鑑みると、JICAガイドラインでは、直接、間接、派生的二次的、累積的影響を、そういう現実を見て、合理的かつ包括的に配慮することを検討してくださいという助言です。

論点4.5は、費用便益の定量化についてです。二つあります。定量化及びその手法については、定量化できて、かつ定量化する意味があるものについては、代替案分析でこれまでどおり検討をしてくださいと、そういうことを基本としてくださいと。かつ、その場合には、インフラセクター毎の便益を標準化することがよいのではないかという助言です。

二つ目、事前のプロジェクト評価においては、環境社会関連費用、便益の定性的・定量的評価の範囲、費用便益分析結果への影響等、経済効率性と環境社会配慮との調和が理解しやすい費用対効果分析結果の明示が望まれると。今まで以上に踏み込んで、少し定量的に示すところを増やしてくださいという部分になります。

最後は、プロジェクトを実施しない案や、ゼロオプション及び代替案検討の実施方法です。これまで、事業目的がよく議論された内容の一つとして、事業の目的が達成可能であって、環境影響評価法の対象事業の事業を実施しない案もゼロオプションとする考え方というのがありますが、それは必ずしも国際的には認知されてはいない。なので、全ての案件で検討しなくてもいいのではない



かという助言です。

さらに、想定され得る代替案のオプションを幅広くリストアップして、比較検討することが重要であることを鑑みると、特に上流段階、計画の早い段階から支援を行うような場合は、ゼロオプションに該当するような幅広い視点に立った代替案検討を行うことと、つまり、ゼロオプション関係については、より上流の段階で支援が行われている場合について、積極的に採用すればどうであろうかという助言です。

あと二つですが、プロジェクトを実施しない案というのが、今もJICAで行われていますけれども、それは従来どおり、代替案検討に含めてほしいと。かつ、総合評価基準や最適案選定根拠を明確にするため、評価項目の現実的な優先順位、重みづけ、点数化、定量化など、より客観的でわかりやすい工夫をしてくださいと。つまり、よりわかりやすく、より明瞭な方法を検討してくださいという助言です。

最後は、現行のJICAガイドラインの別紙に、代替案の分析にかなり具体的な内容が書いてあって、それを今まで皆さん守ってきたわけですから、その内容については残して、維持してくださいということになります。

以上です。

○原嶋委員長 原嶋です。ありがとうございました。

それでは、このワーキンググループにはもう全体の3分の2以上の皆様にご参加いただいておりますので、何か全体の皆様からご意見、補足ございましたら、お名前を頂戴したいと思います。よろしくをお願いします。

ちょっと1点だけ、表現で、8番目の助言のところの不可分一体事業、派生的二次的影響、累積的影響等は対象事業単体のみでは見過ごす可能性がある環境社会面の影響について多くの委員から懸念する旨の声があったという、ちょっと文章がつながりが初見ではわかりにくかったので、そこだけちょっと気になりました。

以上です。石田委員、何かご意見ありましたらお願いします。

○石田委員 対象事業単体のみでは見逃す可能性があるんですね。あるので、あるためですかね、環境社会面の影響について、あるの後にためと入れるとどうでしょうか。またはあるので。

○原嶋委員長 了解しました。あるためというのが一つの修正提案ですね。

○石田委員 はい、提案です。

○原嶋委員長 ほかの委員の皆様、何かございますでしょうか。

特になければ、今、1点だけ、これは本質的な内容ではございませんけれども、文章のつながりとの関係で、今、画面上にあるとおり、ためという表現を加えさせていただくことでよろしいでしょうか。

○山岡委員 すみません、山岡です。よろしいでしょうか。

○原嶋委員長 山岡委員、お願いします。

○山岡委員 確かに委員長のご指摘で、ちょっと見て、おかしいなと思ったんですが、これはもともと不可分一体事業では、派生的二次的影響、累積的影響等とはいうことではないのでしょうか。不可分一体事業は単体事業に比べて、二次的影響、累積的影響を見逃す可能性があるということかなと思ったんですが。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

石田委員、いかがでしょうか。

○石田委員 ちょっと待ってくださいね。不可分一体、派生的二次的影響、累積的影響は、私が理解していたのは、先ほど申し上げたように、例えば、幾つかドナーが関わって、送電線や発電所なんかを分けてやっている場合には、それぞれが単独の事業で、自分たちが考える累積的影響、派生的影響という定義に従ってやっているから見逃してくる。総合的に、例えば電力が通って、分配されるようになると、見逃す影響が出てくるのではないかというところだと理解していたんですけども、そうではないということなんでしょうか。

○原嶋委員長 原嶋です。ご趣旨はよくわかりました。

一つご提案ですけども、あるため、これらの影響について委員の皆様から懸念の声があったという形ではいかがでしょうか。

○石田委員 石田です。私は異存ありません。

○原嶋委員長 画面をちょっと直していただけますか。画面上の文字、修正をお願いします。あるため、これらの影響、こういう形でいかがでしょうか。

○石田委員 石田ですけど、私は異存ありません。

○原嶋委員長 山岡委員、いかがでしょうか。

○掛川委員 掛川です。すみません。

○原嶋委員長 掛川委員、お願いします。

○掛川委員 私も最初、山岡委員が言われたように、不可分一体事業は派生的二次的影響、累積的影響「は」か「を」、対象事業単体のみで見過ごす可能性があるためと、そういうふうに私も理解していました。ですので、このとき、まさに不可分一体事業にまつわる影響をどういうふうに、どこまで取るかということだったので、私も主語として「不可分一体事業は」だったと思うんですが、いかがですか。

○石田委員 石田です。

○原嶋委員長 石田委員、お願いします。

○石田委員 出席されていたほかの委員の方々のご意見もお聞きしたいんですが、おっしゃられると、そうだと思います。だから、不可分一体事業にまつわるですよ、不可分一体事業では、なんですよ。

○林副委員長 林ですけど、よろしいですか。

○原嶋委員長 林委員、お願いします。

○林副委員長 ここはちょっと不可分一体事業だけではなくても、派生的二次的影響、累積的影響というのは想定され得るとは思うんですよ。

不可分一体事業は当然そういうことを考える必要があるけれども、例えばJICAがやっている仕事で、また新たにやるような場合、同じ場所で、となったとき、累積的に影響が積み重なっていくようなものというのがあると思うんですね。そういったものは、累積的影響については不可分一体事業だけ含まれているのではなくて、現在の単体事業だけを見ては駄目であって、いろんな影響を考える必要があるということが一つあるのかなと思います。

派生的二次的影響というのは、単体事業プラスアルファでどこか影響が出る可能性があるかとい

う話だと思うので、不可分一体事業も当然そうですし、単体事業においても派生的二次的影響というのは発生し得る話かなと思います。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

石田委員、いかがですか。

○石田委員 また意見を変えますけれども、林委員がおっしゃっていただいたことのほうが、より表していると思うので、私は意見を撤回して、不可分一体事業はこのままでいいんじゃないかなと、つまり、ではをつけなくてもいいんじゃないかなと思います。

○山岡委員 山岡です。よろしいでしょうか。

○原嶋委員長 山岡委員、お願いします。

○山岡委員 やっぱり、もともとの文章をそのままではちょっと意味がおかしいと思われるというのと、やはり、ここでの議論というのは、林委員がおっしゃったような、確かに、単体事業でも派生的二次的影響、累積的影響はもちろん十分検討すべきというのはあるんですが、あくまでも、ここでは不可分一体事業についての懸念ということで、単体事業に比べて、不可分一体事業では、より派生的二次的影響、累積的影響を見逃す可能性があるというような議論だったように思います。

したがいまして、今画面に出ているような修正のほうが理解しやすいというふうに思います。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

林委員、いかがですか。

○林副委員長 私もSkype参加だったので、十分理解できていないので、ここの文章、書き入れたの私なんですよね、確か。なので、私としては広い意味として、不可分一体事業というのは当然、一応大きく懸念されている事項なんですけれども、累積的な影響とか派生的影響といったものも配慮に入れるべきというふうに考えるべきというのが後段につながっている文章かなという感覚だったんですよね。

以上です。

○原嶋委員長 掛川委員、ご意見ありますか。

○掛川委員 私も林委員のおっしゃることもよくわかるんですが、そうすると、両方のことをここで入れておきたいというのであれば、ちょっと言葉尻を直したほうがいいかなと私は思っています。もともとの議論は、私の理解では、まさに不可分一体の事業でどうするかということだったと思うんですけれども、累積的なことも入れておくのであれば、例えば「不可分一体事業及び派生的二次的影響、累積的影響が懸念される事業では対象事業単体のみで見過ごす可能性があるため」とか言うと、厳密になると思うんですが、ここで不可分一体、派生的二次的影響、累積的影響と並列すると、私はちょっと文章としてはやや違和感があるし、第三者が見たときに非常にわかりにくいのかなとちょっと懸念をしました。

以上です。

○原嶋委員長 原嶋です。JICAのご担当、企画のご担当かな、ご担当の方は何かコメントありますか。

○小島 審査部の小島です。よろしいでしょうか。

○原嶋委員長 お願いします。

○小島 私たち、不可分一体事業も派生的二次的影響あるいは累積的影響もかなり議論させていただいて、大ざっぱに言うと、それら項目についてJICAはきちんと現実的、合理的、包括的に配慮しなさいというのがメッセージと受け取っています。

なので、それぞれの不可分一体あるいは派生的二次的影響もそれぞれ議論があったんですけども、最終的にそれぞれについてきちんと踏まえることというようなメッセージを私は受け取りました。

なので、個人的には、不可分一体の話はもう少し上にも書かれているところがあって、不可分一体だけ述べると、二次的、累積的などが抜けてしまうということがあるので、それは残しておいたほうがいいと私は思っています。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

石田委員、最終的には何か取りまとめが可能でしょうか。

○石田委員 石田です。

議論の経緯を思い出すと、掛川委員がワーキングのときにおっしゃっていただいたのは、不可分一体事業のようなものや、いろんなドナーが幾つか集まって、部分、部分を担当している事業の場合の派生的影響とか二次的影響について述べておられたのは覚えています。それはそれで大事で、かつ、もともと論点4.4、不可分一体事業、派生的二次的影響、累積的影響、と3つ分けて質問を出したりして、議論をしてきたと思いますので、個人的には不可分一体事業が生み出す影響というのが一つあって、それとは別に、単体事業なり、ほかのものを、不可分一体じゃない事業が生み出す可能性がある派生的二次的影響や累積的影響というのがあると思いますので、私個人としては不可分一体事業と派生的二次的影響、累積的影響は分けて、それぞれにしていんじゃないかというふうに今思っています。

○原嶋委員長 ありがとうございます。それでは、不可分一体事業ではなく、不可分一体事業の影響、全体を含めるとい形はいかがでしょうか。

○山岡委員 山岡です。

○原嶋委員長 山岡委員、お願いします。

○山岡委員 今のような修正でも理解できますので、私は納得いたしました。

以上です。

○原嶋委員長 掛川委員、いかがですか。

○掛川委員 掛川です。私もこの修正で結構です。ありがとうございます。

○原嶋委員長 林委員、いかがですか。

○林副委員長 はい、結構です。

○原嶋委員長 石田委員、いかがですか。

○石田委員 はい、もちろん結構です。ありがとうございます。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

それでは、ほかにございますでしょうか。特になければ、一応全体としては本当に丁寧にまとめていただいておりますので、原案を尊重させていただきたいと思っております。

いかがでございましょうか。

○作本委員 すみません、作本ですが、申しわけありません。

○原嶋委員長 作本委員、お願いします。

○作本委員 今の表記なんですけれども、この3つ並べていますね、今、8番で不可分一体事業、影響、累積的影響ということで並んでいます、最初のこの事業というのが、また後々出てくるところの対象事業単体のみでというのは、この事業という言葉がダブっているから、この文章がわかりづらいんじゃないかと思うんです。

そういう意味では、冒頭の、今、主査の、委員長のご判断もあったんですけど、例えば、不可分一体性の有無ということで点を並べると、影響、影響等はということで、並びが並列になるのではないかと感じたんですが、表現方法だけなんですけれども、いかがでしょうか。

○原嶋委員長 石田委員、いかがですか。

○石田委員 石田です。不可分一体性の有無というのは何とつながっていくんでしょうか。また、何と独立しているんでしょうか。

○原嶋委員長 作本委員、お願いします。

○作本委員 作本です。それならば、例えば不可分一体性だけで切ってしまって、次の影響、影響等は単体のみでは見過ごす可能性があるという、そういう並びならばいいんじゃないかと。事業という言葉が2回出てくるので、不可分一体性事業という表現がちよっと引っかかるんじゃないかなと思うんですが、影響ならば、結果的に一緒になるかもしれません。申しわけありません。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

不可分一体事業というのは、本体事業と付随するもので、後の対象事業はメインのところを指していますので、あまり齟齬はないというふうに考えますけど。

○作本委員 作本です。今、文面から見ていただいて、事業の影響ということで、3つ影響が横並び、並列で並んでいますので、この表記が、今書かれている表記が、委員長のご示唆が1番いいかと思えます。失礼しました。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

石田委員、よろしいでしょうか。

○石田委員 いろいろ取りまとめていただいて、皆様ありがとうございます。

○原嶋委員長 それでは、一応、特に本当に丁寧にまとめていただいてありがとうございます。本件についてはここで原案を尊重させていただいて、一部ちょっと直させていただきましたけれども、この形で確定させていただきたいと思えます。どうもありがとうございました。

石田委員、ありがとうございました。

○石田委員 ありがとうございました。

○原嶋委員長 それでは、続きまして、包括的検討ワーキンググループの5番で、人権、ステークホルダー、ジェンダーに関する助言ということで、この件につきましては錦澤委員に主査を無理を言うてお願いしましたので、錦澤委員、ご報告をお願いできますでしょうか。

○錦澤委員 承知しました。錦澤のほうからご説明をさせていただきます。

このワーキングですけれども、12名の委員から71件の意見がありまして、助言案として6点にま

とめております。

まず、大きく分けると、人権に関するものが最初の2件で、後ろの4つがステークホルダーエンゲージメントに関する助言ということになっています。

まず1点目ですけれども、人権に関する助言ということで、環境社会配慮レビューを行う上で、国際的な人権基準の尊重の理念に基づいて、社会的に弱い立場にあるものを例示するということが望ましく、これこれこれこれ、これこれ等をガイドラインに追加することが考えられるというふうにありますけれども、議論の中で、一つ確認されたのが、社会的に弱い立場にあるというものを例示するということが、相手国に対して、こういった問題にきちんと配慮してもらおうという上で重要であるということ、実際に現行のガイドラインでも、既に幾つかの例示がされているんですけれども、そこに追加するものがあるでしょうということで、ここに書いてあります難民、国内避難民、高齢者、性的指向、性自認に基づく社会的弱者等というところ、これは追加すべきであるということが助言の一つのポイントになっています。

ただ、これをどこに追加するのかということについては、本文あるいはFAQのどちらかに記載するというので、その点は整理が必要です。この中で、ここには、はっきり書かれていないんですけれども、本文も、本編とそれから別紙というのが本文に含まれるということで、それも含めて、本編のほうにするのか、本文の中の別紙に入れるのか、それともFAQにするのか、そこも検討が必要ですよということになっています。

それから、こういった社会的弱者について、複数の、複合的あるいは交差的な要因によって生じるような脆弱性というのがあるので、そういった点についても留意する必要があると。

それから、現行のガイドラインでは、この人権に関する記述というのが幾つかの項目に分散しているという傾向があるので、それも含めて内容を整理すべきというふうになっています。

それから、2点目ですけれども、2点目に関しては、民間の連携事業に対しても、今申し上げたようなことについて配慮するという必要があるという趣旨の助言になっています。

それから、3点目以降がステークホルダーエンゲージメントについての助言ですけれども、ステークホルダーエンゲージメントは、ステークホルダーの特定ですとか、ステークホルダーの特性に応じたコミュニケーション方法の採用と、そういったものの方法論を体系化して整理すべきということで、これはあまり詳しくステークホルダーの特定の仕方ですとか、コミュニケーションの方法なんかを細かくガイドラインに載せるということは現実的に難しいわけですが、ポイントとして確認されたのは、そういったステークホルダーの特定をして、その特性に応じてコミュニケーションの方法というのを考えるということなんです。

少し具体的に補足しますと、参加の場を設けても、その設け方によっては、社会的な弱者の声というのが抑え込まれてしまうというふうな懸念もありますので、そういったことが起こらないような、例えばフォーカスグループインタビューにするとか、そういうふうなコミュニケーションの方法というのがきちんとなされるようにと、そういう趣旨の助言になっています。

それから、4点目ですけれども、世銀のESFでは、ステークホルダーエンゲージメントプランというのを作成して、意味のあるパブリックコンサルテーション、ステークホルダーコンサルテーションをやりなさいというふうなことになっていて、これは大いに参照されるべきなんですけれども、必ずしも同様に、同様の文書作成を求めるという必要はないけれども、この世銀のステーク

ホルダーエンゲージメントの考え方というのを参考にして、実行における重要な実施項目というのがESFの中に書いてありますので、それを参考にしながら、ガイドラインの本文ですとかFAQに含めるということが考えられますという助言をしています。

それから、この4の後半の部分ですけれども、JICAの協力準備調査で案件形成の支援を行っていない場合、あるいはRAPにステークホルダーエンゲージメントプランの内容を含めることで代用しようとするという場合でも、このステークホルダーエンゲージメントプラン、これは世銀で考えているようなステークホルダーエンゲージメントプランと同様の内容を確保するということが重要であるという意見もありました。

これもちょっと補足しますと、ステークホルダーエンゲージメントプランというのは、RAPの対象住民だけではなくて、ほかの関係者も対象になってきますので、また、ほかの関係者に対するステークホルダーエンゲージメントというのはきちんと別途考慮されるべきと、そういう考え方です。

それから、5点目ですけれども、苦情処理メカニズムに関係したもので、苦情処理メカニズムに関しても、現行のガイドラインを見てみますと、非自発的住民移転の項目の中で苦情処理メカニズムについて触れているということですが、この仕組みが、非自発的住民移転だけではなくて、環境影響、あるいは非自発的住民移転以外の社会影響に関係するステークホルダーも対象にしてJICAガイドラインの中に定めておくべきであると、そういう助言です。

それから、最後6点目ですけれども、ステークホルダーの区分あるいは定義についてです。基本的には世銀のESS10に書かれているステークホルダーの定義、ここの文章に書いてありますproject-affected partiesというのとother interested partiesという二つがステークホルダーなんですよということで、世銀のESS10では定義をしていて、基本的な考え方というのはJICAのガイドラインの中のものと同じだと、そういうふうに確認されたんですけれども、定義の仕方がちょっと異なっていると。

ですので、理解のしやすさの観点から、この世銀のESS10を参考にして区分、ステークホルダーの区分あるいは定義というのを再検討してくださいということ。

それから、最後に、現行のJICAガイドラインにおいて、現地ステークホルダーに対して、より手厚いエンゲージメントを求めることにも注意すべきということで、これ、ちょっと補足しますけれども、project-affected partiesとother interested parties、現地ステークホルダーと、それから、その他関係、関心のある人、団体と両方ステークホルダーエンゲージメントの対象になってくるわけですが、過去の案件によってはother interested partiesのほうのエンゲージメントはしているけれども、肝心のproject-affected partiesのほうのエンゲージメントがきちんとされていないような案件があったというふうなことで、そういったことがないように、現地ステークホルダーに対しては手厚いエンゲージメントをしているということは重要なポイントですと、そういう趣旨で最後の一文を加えています。

以上です。

○原嶋委員長 原嶋です。ありがとうございました。

この件につきましても、過半数の委員の方、既にご参加いただいておりますけれども、皆様からご意見がありましたら、お名前を頂戴したいと思います。よろしくお願いします。

○織田委員 織田ですけど、いいですか。

○原嶋委員長 織田委員、お願いします。

○織田委員 もう今、錦澤主査がおっしゃったとおりなんです、特にビジネスと人権に関する国連の指導原則というのは、ちょっと読むと、ここで民間だけに適用されるようなふうには受け取られないように、もっとこれ自身は幅広いものであるということ、その仕組みを検討するというふうになっているのは、そういうことだというふうには理解しております。

それから、もう一つ、ステークホルダー、その次の3番なんですけれども、ステークホルダー分析ということはやはり非常に重要だと思っておりますので、そこのところきちんと入っているということは、意味ある参加のためにも重要だということをもう1度強調したいと思います。

ありがとうございました。

○原嶋委員長 原嶋です。どうもありがとうございました。

ほかにございますでしょうか。

○加藤 一点、事務局からよろしいでしょうか。

○原嶋委員長 事務局、よろしくをお願いします。

○加藤 JICA審査部、加藤です。

現地ステークホルダーの点で一点、ガイドライン上特殊な点がございまして、ご説明をさせていただきたいと思っておりますけれども、助言の最後のところにも言及をいただいて、錦澤主査からもご説明ありましたけれども、JICAのガイドライン上で現地ステークホルダーは世銀のproject-affected partiesよりも少し広く、実際にはガイドラインの2ページ目に現地ステークホルダーの定義がございまして、そこには影響を受ける個人に加えて、団体及び現地で活動しているNGOを言うという形で、直接的に影響を受けない、現地で活動するNGOも含めて現地ステークホルダーとしています。その上で、現地ステークホルダーとの協議というものが別の箇所に設けられておまして、情報公開の関係とか、ページで申し上げますと、7ページに2.4に現地ステークホルダーとの協議ということで、何をしなければいけないかということが書いてありまして、ここが全てproject-affected partiesを越えて、現地NGOも含めて、現地政府による協議を働きかけたりするということを書いてある、その点が少し特殊な点でございまして。

以上、事実関係の補足説明でした。

○原嶋委員長 原嶋です。ありがとうございました。

ほかにご意見ございますでしょうか。

それでは、ご説明いただいた原案どおり助言文を確定させていただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

どうもありがとうございました。錦澤委員もありがとうございました。

○錦澤委員 ありがとうございます。

○原嶋委員長 それでは、次に移りたいと思っております。

次は、包括的検討の⑥でございまして、労働、汚染管理、コミュニティということで、この件につきましては、谷本委員に主査をお願いしております。準備ができましたら、ご報告お願いできますでしょうか。

○谷本委員 谷本です。

それでは、画面に出ておりますけれども、労働、汚染管理、コミュニティに対する助言案を説明



させていただきます。

ワーキンググループの会合は3月23日、参加委員はオブザーバー参加の木口委員を含めて9名です。

質問等、コメントは事前に70件出されました。それを次のページにあります。今、画面に出ておりますけれども、7点の助言案にまとめました。

では、1点目から申し上げます。

1点目は、労務管理、それから労働者の安全、健康ということですね。これにつきましては、既にJICAと相手国、実施機関が合意する契約、その附帯事項と、そこにも書かれています。それから、もう一つは、実施機関とコントラクターの間の契約にも書かれているということで、今後、ガイドラインに書くのか、あるいはそれ以外の文章で規定するのか、このあたりを検討してほしいということが1点目です。

2点目に移ります。有害廃棄物、有害化学物質、害虫管理等、これについては一定の範囲では、今のガイドラインでは行われていますけれども、今後、対象とする物質、化学物質なんかはいろいろと増えていくと思います。それから、農薬類なんかの使い方の考え方も変わっていくということですね。できるだけ、我々としては盛り込んでほしいんですけども、ガイドラインでどれぐらい取り込むかということをよく検討してほしいということが2点目です。

次に、3点目は、病害虫管理、先ほど言いましたけれども、農薬の管理、国によって、やはり程度が相当異なるとすれば、総合的な病害虫管理というふうなものをやはり考える必要がある。今後、ガイドラインを改定するに当たって、こういう点もどのように盛り込むのか検討していただきたいというところが3点目です。

次に4点目のほうに移ります。これは工事中の安全管理というところで、これは1番目のポイントとも少し重複するかもしれませんが、ちょっと画面が消えましたね。相手国との契約との間でどうするか、それから、ガイドラインでどのように取り組むか、それから、コントラクターとの契約でどのように取り組んでもらうか、そのあたりをよく検討して、ガイドラインにどのように盛り込むかということを考えてほしいということが述べられています。

次に、5点目に行きます。構造物の安全性、それから、想定を超えた災害等が発生した場合、どうするのかということなんですが、一つ、ワーキンググループで出たのが、ハード面のみならず、ソフト面での支援というふうなものです。研修を通じて、あるいは日本の事例を紹介する等の技術協力を進めていく必要があるというふうな意見が一つ出ました。それで、続いて、緊急対応計画というふうなものを今までは、ODA建設安全管理ガイドラインというふうなところでかなり配慮されているようなんですけれども、そういうものはややもすれば直接工事に関わる人たちを対象にしていると。

やはり工事で影響を受けるコミュニティの人々、そういうようなことを考えれば、これからどのようにガイドラインで取り組んでいくか、これを検討してほしいというふうなことを5番目に述べています。

次に、6番目に移ります。Community Health and Safetyという言葉が出てきています。このHealthというふうな言葉について、ただ単に健康というふうな、衛生とか健康というふうな言葉で訳せると思うんですけども、もっと広い意味で取り組む必要があるんじゃないかと、織田委員なんかから指摘がありました。いわゆるハラスメントの問題、そういうようなもの、それから、目下話題の

というんですが、コロナウイルスじゃないですけども、エイズだけの話じゃないだろうと、感染症も、というふうなことで、今後、範囲を狭めてしまうと、一般的な記述では見えにくい健康被害とか、全体像が見落とされる可能性がある、危険があるというふうなことが指摘されております。

最後、7番目、生態系サービス、受けるコミュニティがあるということですね。依存しているコミュニティがある。これをどのように今後ガイドラインで取り組んでいくか、これをよく検討してほしいというようなことが議論になりました。

一応、以上です。

○原嶋委員長 原嶋です。ありがとうございました。

それでは、この案件につきましても、約半数の委員にご参加いただいておりますので、特にどなたかに特定することなく、全体に何かご意見ございましたら頂戴したいと思います。よろしくお願いします。

ちょっと表現で、6番の項目のところで、特定の疾病のみを／というのが入っていて、その次の行でも健康被害／というのが入っているので、これ、スラッシュかな、斜め線ですけども、これ要らないのかもしれないんですけど、ちょっとこの点、確認をお願いします。谷本委員、お願いします。

○谷本委員 すみません、谷本です。

今頃になってというか、確定してから気がついて、この場で修正させていただこうと思います。

まず最初の下から3行目、特定の疾患のみを「／これを」を取ってください、「／」から「を」まで、それでいいと思います。特定の疾患のみを。6番目ですね。特定の疾患のみを、はい、それを取っていただくといいと思います。

それから、その次の行の最後、健康被害／も要らないと思います。／をとってください。お願いします。

○原嶋委員長 原嶋です。どうもありがとうございました。

○谷本委員 最後の括弧がありますね。危険がある（てしまう）と括弧であります。その括弧の中もとっていただいたらいかがでしょうか。

○原嶋委員長 ありがとうございます。原嶋です。

ほかの委員の皆様、ご意見ございますでしょうか。

ちょっと細かいところで、前の助言でコミュニティがティが長くなっていたのと、もし世界銀行と世銀というのが混在していますので、これはマイナーチェンジですので、もう1度確認を事務局お願いします。

○加藤 承知いたしました。

○原嶋委員長 いかがでございますでしょうか、ほかに。

これまでご発言がない柴田委員、島委員、鈴木委員、山崎委員、この件に限らずですけど、何かご発言がございましたらお願いします。

○鈴木委員 ちゃんと聞いていましたから大丈夫です。鈴木です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

○柴田委員 柴田です。特段ございません。お願いします。

○島委員 島です。ありがとうございます。特にコメントございません。

以上です。

○山岡委員 すみません、山岡です。

○原嶋委員長 どうぞ、山岡委員、お願いします。

○山岡委員 4番目の項目です。JICAガイドラインへの記載の要否を検討すべきということで、ここでは工事中の安全配慮についての書き方になっていますけれども、これ以外でも、費用対効果については既にここではなくて、既に前に議論があったんですが、いろいろな議論の中で、かなり世銀のESSには書かれているけれども、参考にはなるんだけれども、JICAガイドラインでは取り上げないような項目、内容というのが結構議論されていたと思います。そういったものについては、JICAガイドラインへの記載の要否を検討すべきということで、いろんな項目があると思いますので、それはそれで、全体を整理されたらいいのかなというふうに思っております。

以上です。

○原嶋委員長 詳しいご意見をありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

○重田委員 委員じゃなくてもいいですか、重田です。

○原嶋委員長 結構です。重田委員、お願いします。

○重田委員 6番目のHealthの意図するところは、単に身体的な健康だけの意味ではなくと書いてありますけれども、この部分にSDGsでも触れているUniversal Health Coverage、そういう言葉を入れたらどうでしょうかね。ほかにもReproductive Healthという言葉もありますけれども、ここでUniversal Health Coverage、UHCを入れたらどうでしょうか、ご検討ください。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。谷本委員、何かご意見ございますか。

○谷本委員 すみません、ちょっとマイクが入っていませんでした。谷本です。

健康だけの意味ではなくの次に今おっしゃった点を入れればよろしいでしょうか。いかがでしょうか。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。重田委員、具体的にご提案いただけると大変ありがたいんですけども。

○重田委員 もう1度申し上げますか。

健康あるいはもっと幅広い意味をもった単語をあてるべき。Healthの意図するところは単なる身体的な健康だけの意味ではなく、Universal Health Coverage、性的搾取・虐待及びセクシュアルハラスメントやジェンダーに基づく暴力を含むハラスメント、さらにHIV/AIDS以外の感染症も含めるべき点に留意が必要。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。原嶋です。

加藤さん、小島さん、何かリスポンスございますか。

○小島 審査部の小島です。

Universal Health Coverageが何を意味するかは理解をしているつもりなんですけど、これは助言案なので、委員の皆さんの意見次第なんですけど、Universal Health Coverageを考慮して議論したわ

けではないので、これを今、いきなりここで入れるかどうかというのは検討していただく必要があるかなと思います。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

ワーキンググループ出席の委員の皆様、このあたりいかがでしょうか。事実関係も含めて補足をお願いできればありがたいです。特に谷本委員。

○石田委員 石田ですけど、よろしいでしょうか。

○原嶋委員長 お願いします。

○石田委員 石田です。

例えば私、バングラデシュUniversal Health CoverageをやっているNGOのところで仕事を手伝ったことがあったり、あと、Universal Health Coverage、NGOがやっている人たちの作業を評価したりしたことがあるんですけど、狭い経験ですけれども、もともとWHOが言っていたHealth for allが発展したということだと理解しています。それ、概念自体は本当に今おっしゃっていただいたように、とてもすばらしいことなので、ここで衛生だけじゃなくて健康、健康も、WHOが今まで言ったように、spiritualとかemotionalなものを含めてということに今度は普及の意味で、全人類全体が誰も落とさない、誰一人も不健康であってはいけないという概念から出てきているところだと理解しています。とてもすばらしい考えなので、どこかに入れ、ご提案されたように、入れ込んでみたいという誘惑はあるんです。ただ、ちょっと文脈的にここに入れるのはどうかなという感じはしているので、どうしましょうかね。概念自体がUniversal Health Coverageを持ってこられるということはとてもいいことだと私は理解しています。ただ、置きどころがちょっと難しいかなという感じですよ。

以上です。

○原嶋委員長 谷本委員、いかがでしょうか。

○谷本委員 一つは小島課長がおっしゃったように、ワーキングでは議論をしていないんですね。今日の全体会合で出てきた話なので、その取り扱いをどうするかという点だと思います。

むしろ、これはJICA側にボールを投げたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

以上です。

○原嶋委員長 原嶋です。

Universal Health Coverageというのは、全ての人が適切な予防、治療、リハビリ等の保健サービスを受けられるという、そういう状態を指しますので、Healthというタームの意味とは若干違う点があるというふうに一般的には理解できますので、Universal Health Coverageという言葉そのものの重要性自身は当然必要でしょうけれども、ここでHealthという言葉の定義に含まれる意味として、そこまでカバーするのはちょっと難しいんじゃないかというのが初見で思った印象ですけども、重田委員、いかがでしょうか。

○重田委員 皆さんおっしゃるなら、それはいいと思いますけど、やっぱり今のコロナの感染のこととか、いろいろありますので、これから開発とか、こういった環境社会配慮も、やっぱり今まではこういう面というのは重視されていなかったと思うんですよね。ですから、今、日本だけじゃなくて、世界がコロナの影響で非常に今重要な時期に差しかかっていると思うので、そういう意味も含めてちょっと申し上げたわけですけども、以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。大変貴重なご提案をありがとうございました。

今回のところは、ワーキンググループでの議論、そこでの提供された情報を尊重させていただいて、原案どおりとさせていただきたいというふうに考えております。

谷本委員、あるいは事務局サイド、何かリスポンスがありましたらお願いします。

○谷本委員 谷本です。結構です。委員長の話、まとめで結構です。

○石田委員 すみません、割り込むようですが、石田ですけど、よろしいでしょうか。

○原嶋委員長 どうぞ、石田委員、お願いします。

○石田委員 簡潔に申し上げて、今、追加的なご説明をいただいたので、ご提案された方の意図が本当によくわかりました。やっぱり、ESS4がつくられたのは、2年とか3年前ですし、今はもうかなり状況が変わってきているので、労働者一人とっても、世界を揺るがすような、そういう流行にまたさらされるかもしれないということも考えると、やっぱり Universal Health Coverage、Universal HealthとかHealth for allの考え方は新しいガイドラインでも、どこかに少し入れておいてもいいんじゃないかなという気がしてきました。

それとまた、今までのやり方だと、ワーキンググループに託したんだけど、それはあくまで助言案であって、助言を決定するのは全体会合なので、全体会合でワーキンググループに参加されていない方からの意見というのはかなり価値があるものではないかなと私は今理解しているので、Universal Health Coverageの関係についてはちょっと別途検討したほうがいいんじゃないかというふうに思っています。ここに文章が入りにくいということはわかっていますけれども。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

石田委員、何か具体的な。

○石田委員 すみません、今すぐには出てきません、言葉としては。職場の健康とか、工事現場が周辺のコミュニティに与えてしまう悪い影響という意味では、Universal Health Coverageは入れないほうがいいと思うんですね。

ただ、ガイドラインというものを考えて、ガイドラインの中における地域の人たちの健康ということ考えたときには、Universal Health Coverageという概念を使うことも可能だという、今のところ、その程度の理解です。なので、どこに文章を入れればいいのかというのはちょっと提案できません。すみません。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

ほかの委員の方から、今の点について何かご意見あるいはコメントがございましたら頂戴したいと思えます。

○島委員 島ですけど、よろしいでしょうか。

○原嶋委員長 島委員、お願いします。

○島委員 私も Universal Health Coverageって、そんな、多分素人レベルの理解なんですけれども、位置づけから見ると、やっぱり全体的な枠組みの中に入るかなとは思っているので、この助言とかにどうはめるかわからないんですけど、検討するとしてみると、やっぱり理念であったり、前文とか、そっこのほうに入れる方向で進めるのがいいのかなと思います。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

○石田委員 石田です。すみません、度々。

今言われて、私も気がつきました。そうですね、理念で、例えば気候変動による建物への影響が出ることによって、今回もそれをワーキングで何度も議論してきましたから、例えば理念の中のそのあたりに、Universal Health Coverageのような単語が入ってくるのはいいんじゃないでしょうかと今は思いました。

以上です。

○原嶋委員長 原嶋です。大変貴重なご意見をありがとうございます。

一つのご提案としては、今後、4月20日に、これは自然環境が中心でしょうけれども、あと4月27日に住民移転や先住民、どちらかというところ、弱い人たちの問題についての議論がございまして、そこで少し練っていただいて、追加的な助言をいただくというようなことはいかがでしょうか。

○重田委員 重田です。よろしいかと思えます。

以上です。

○小島 事務局の小島です。

ご提案ありがとうございます。その方法があり得ると思えますが、多分、20日にやるワーキンググループも、27日にやるワーキンググループも、既に規定されている議題でかなり熱い議論が想定されますので、時間的にどれくらい取れるか、ちょっとわからないところではあります。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

それでは、時間的な制約もございまして、Universal Health Coverageの問題について、具体的には4月20日は米田委員、4月27日には小椋委員にそれぞれ主査をお願いをしております、大変ご負担をおかけしますが、ちょっとそこでご議論いただくようなことを検討いただけないでしょうか。それで、重田委員、石田委員、必要であれば、そこで情報を、それぞれの方、ご参加いただけるかどうか、ちょっと今確認取れませんが、ご意見を出していただくような形はいかがでしょうか。

○重田委員 重田です。了解です。そうさせていただきます。

○石田委員 石田です。両方出ますので、検討させていただきます。ありがとうございます。

○原嶋委員長 以上でいかがでしょうか、ほかの委員の皆様。

あと、小島さん、いかがでしょうか。

○小島 大丈夫です。私も異論ありません。

以上です。

○原嶋委員長 そうですね、今、拝見しましたら、重田委員、石田委員、共に、特に4月27日のワーキンググループ、多分、議題も多いとは思いますが、特に弱者に対する問題で、Universal Health Coverageも特に貧困とか弱者に対する保健サービスの提供というところが大きな問題だと思いますので、ちょっとそこで追加的に練っていただきたいというふうをお願いしたいと思います。

○重田委員 了解しました。重田です。

○石田委員 石田も了解です。ありがとうございます。

○原嶋委員長 原嶋です。

それでは、そろそろご議論も尽くしてまいりまして、この助言について、ちょっと一部修正しましたけれども、こういう形でまとめさせていただきたいと思っておりますけど、いかがでございましょうか。

それでは、この形で助言を確定させていただきたいと思っております。大変ありがとうございました。石田委員、谷本委員ありがとうございました。

○谷本委員 ありがとうございました。了解です。

○原嶋委員長 それでは、一応、この件は終わり、次は、残りの議題ということで、その他ということですのでけれども、その前に1点、案件概要説明が二つございまして、それについて追加のご質問等ございましたら、これはもうメールで事務局、あるいは担当事業部にお送りいただいて、ワーキンググループまでの準備に充てていただきたいと思います。よろしく願います。

それでは、事務局のほうで、その他、願います。

○小島 事務局です。

最後の議題のところですね、ちょっと待ってください。

次期助言委員の公募についてなんですけれども、前回の全体会合だったと思っておりますけれども、次期の助言委員会の皆様にやっていただくことについてご説明させていただきました。その際に、案件のみならず、環境社会配慮ガイドライン全体についての助言も入れておいたほうがいいんじゃないかというところで、それを踏まえて募集をする予定です。

募集の要項については、ホームページを見ていただければと思うんですけれども、このままいけば、5月中旬ぐらいにホームページに公開して、ごめんなさい、4月中旬ですね、そこから5月20日頃までに締め切って、委員の皆さんを選定していくということになると考えています。

ちなみに、皆さんの今回の任期は7月8日までなので、それまでに選ぶ必要があるということで、このようなスケジュールになっております。

なお、当然ながら、書類を出していただいて、その後、面接というような形になるんですけれども、面接の際には、こういう状況ですので、直接お会いできるかどうかかわからないので、Skypeでの実施も想定されます。

留任を希望される現の委員の方々においても応募いただく必要がありますので、ご注意ください。また、JICAのホームページに募集は載せますけれども、皆さんの周りの方においても、ご関心のある方がおられれば、応募を勧奨していただくと幸いです。

以上でございます。

○原嶋委員長 ありがとうございました。原嶋です。

今の件につきましても何かコメントございましたら、後ほど事務局にメール等で頂戴したいと思います。

全体にわたりまして、大変大きな制約の中でご協力いただいてありがとうございます。全体にわたって何かコメントやご発言、今日はちょっと拙い進行で大変恐縮でしたけれども、何かありましたら、ご発言を最後にいただきたいと思いますけど、いかがでしょうか。

どうもありがとうございました。それでは一応、本日の全体会合はこれで締めくくりということでよろしいでしょうか。事務局のほうも特に遺漏はございませんか。

○小島 小島です。

次回が5月15日金曜日ということだけでございます。それ以外は終了して大丈夫だと思います。  
○原嶋委員長 それでは、一応次回のご案内もございましたので、本日の全体会合はこれで締めくくりとさせていただきたいと思います。本当にご協力いただきまして、どうもありがとうございました。

お手元にあります日程表の確認については、後ほど全員に、皆様にお送りしていただけるそうです。よろしくをお願いします。

本日は本当にどうもありがとうございました。これで終了とさせていただきます。

以上です。

午後5時33分閉会